令和7年度

介護予防・日常生活支援総合事業 (介護予防通所介護相当サービス 及び通所型サービスA)

令和7年10月

伊万里市 長寿社会課 介護給付係

有田町 健康福祉課

目 次

| 通所型 | !サービスの指定相当基準 総則・雑則・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | ····P1∼P2 |
|--|--|--|
| 指定相 | 当通所型サービスについて・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | ••••P2 |
| | | |
| | | |
| | | P12∼P29 |
| 介護保 | と険法施行規則第140条の63の2第1項第一号に規定する厚生 | |
| 労働大 | :臣が定める基準について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | ••••P30 |
| (1) | 指定相当通所型サービス費について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | P30∼P31 |
| (2) | | |
| | | |
| (3) | 利用者が事業対象者であった場合の算定について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | ₽32 |
| (4) | 指定相当通所型サービス費の限度について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | ••••P32 |
| (5) | 高齢者虐待防止措置未実施減算について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | ₽32 |
| (6) | | |
| | | |
| . , | | P33∼P34 |
| (9) | | |
| | | |
| | A) | |
| | 合について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | |
| (10) | 送迎を行わない場合の減算について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | P34∼P35 |
| (11) | 送迎を行わない場合の減算について・・・・・・・・・・・・・・・・・・生活機能向上グループ活動加算について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | ····P34∼P35 ····P35∼P37 |
| (11) (12) | 送迎を行わない場合の減算について・・・・・・・・・生活機能向上グループ活動加算について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | ·····P34∼P35 ·····P35∼P37 ·····P37 |
| (1 1) (1 2) (1 3) | 送迎を行わない場合の減算について・・・・・・・・・・・生活機能向上グループ活動加算について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | ·····P34~P35 ·····P35~P37 ·····P37 ·····P37~P38 |
| (1 1) (1 2) (1 3) (1 4) | 送迎を行わない場合の減算について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | ·····P34∼P35 ·····P35∼P37 ·····P37 ·····P37∼P38 ·····P38 |
| (1 1) (1 2) (1 3) (1 4) (1 5) | 送迎を行わない場合の減算について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | ·····P34~P35 ·····P35~P37 ·····P37 ·····P37~P38 ·····P38 ·····P38~P39 |
| (11) (12) (13) (14) (15) (16) | 送迎を行わない場合の減算について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | P34~P35 P37 P37 P37 P37~P38 P38 P38 P39 P40 |
| (11) (12) (13) (14) (15) (16) (17) | 送迎を行わない場合の減算について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | P34~P35 P37 P37 P37 P37~P38 P38 P38 P39 P40 P40~P41 |
| (11) (12) (13) (14) (15) (16) (17) (18) | 送迎を行わない場合の減算について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | P34~P35 P37 P37 P37 P37 P38 P38 P38 P39 P40 P40~P41 P41~P42 |
| (11) (12) (13) (14) (15) (16) (17) (18) (19) | 送迎を行わない場合の減算について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | P34~P35 P37 P37 P37 P37~P38 P38 P38 P38~P39 P40 P40~P41 P41~P42 P43 |
| (11) (12) (13) (14) (15) (16) (17) (18) (19) (20) | 送迎を行わない場合の減算について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | P34~P35 P37~P37 P37~P38 P38~P39 P38~P39 P40~P41 P41~P42 P41~P42 P43~P44 |
| (11) (12) (13) (14) (15) (16) (17) (18) (19) (20) (21) | 送迎を行わない場合の減算について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | P34~P35 P37 P37 P37 P37~P38 P38 P38~P39 P40~P41 P40~P41 P41~P42 P43~P44 P43~P44 P44~P51 |
| (11) (12) (13) (14) (15) (16) (17) (18) (19) (20) (21) か | 送迎を行わない場合の減算について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | P34~P35 P37 P37 P37 P37 P38 P38 P38 P39 P40 P41 P41~P42 P41~P42 P43~P44 P43~P44 P44~P51 P45 P52 |
| (11) (12) (13) (14) (15) (17) (18) (19) (21) (21) (2前) | 送迎を行わない場合の減算について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | P34~P35 P37~P37 P37~P38 P38~P39 P38~P39 P39~P40 P41~P42 P41~P42 P42~P43 P44~P51 P52 P53~P54 |
| (11) (12) (13) (14) (15) (17) (18) (19) (21) 護所泊 (19) | 送迎を行わない場合の減算について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | P34~P35 P37 P37 P37 P38 P38 P38 P38 P39 P40 P41 P41 P42 P41 P42 P43 P43 P44 P44 P51 P52 P53 P54 P55 |
| (112) (1133) (11456) (1112) (1113) | 送迎を行わない場合の減算について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | P34~P35 P37 P37 P37 P38 P38 P38 P39 P40 P41 P41 P42 P42 P43 P44 P44 P51 P52 P53~P54 P55~P57 P58~P60 |
| (112) (1133) (11456) (1112) (1113) | 送迎を行わない場合の減算について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | P34~P35 P37 P37 P37 P38 P38 P38 P39 P40 P41 P41 P42 P42 P43 P44 P44 P51 P52 P53~P54 P55~P57 P58~P60 |
| | 指人設運介労(((((((((((())))))))))))))))))) | 通所型サービスの指定相当基準 総則・雑則・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ |

(別冊) 通所型サービスAについて

- (1) 伊万里市介護予防・日常生活支援総合事業通所型サービスA (緩和した基準によるサービス) の人員、設備及び運営に関する基準を定める要綱
- (2) 伊万里市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱 別表3

第1章 総則 基準告示の性格【解釈通知】

- 1 基準告示は、指定相当第一号事業がその目的を達成するために必要な最低限度の基準を定めたものであり、指定相当第一号事業実施者は、常にその事業の運営の向上に努めなければならないこと。
- 2 指定相当第一号事業を行う者又は行おうとする者が満たすべき基準等を満たさない場合には、指定相当第一号事業の指定又は更新は受けられず、また、運営開始後、基準に違反することが明らかになった場合には、①相当の期間を定めて基準を遵守する勧告を行い、②相当の期間内に勧告に従わなかったときは、事業者名、勧告に至った経緯、当該勧告に対する対応等を公表し、③正当な理由が無く、当該勧告に係る措置を採らなかったときは、[(略)]、直ちに指定を取り消すこと又は指定の全部若しくは一部の効力を停止することができるものであること。
 - ①次に掲げるときその他の事業者が自己の利益を図るために基準に違反したとき
 - イ 指定相当第一号事業の提供に際して利用者が負担すべき額の支払を適正に受けなかったとき
 - ロ 介護予防支援事業者及び第一号介護予防支援事業の実施者(以下「介護予防支援事業者等」という。)又はその従業者に対し、利用者に対して特定の事業者によるサービスを利用させることの代償として、金品その他の財産上の利益を供与したとき
 - ②利用者の生命又は身体の安全に危害を及ぼすおそれがあるとき
 - ③その他①及び②に準ずる重大かつ明白な基準違反があったとき
- 3 運営に関する基準及び介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準に従って事業の運営をすることができなくなったことを理由として指定が取り消され、再度当該事業者から当該事業所について指定の申請がなされた場合には、当該事業者が運営に関する基準及び介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を遵守することを確保することに特段の注意が必要であり、その改善状況等が十分に確認されない限り指定を行わないものとすること。
- 4 指定相当第一号事業は、基準に合致することを前提に自由に事業への参入を認めていること等にかんがみ、基準違反に対しては、厳正に対応すべきであること。

指定相当第1号サービスの事業の一般原則【基準第2条】

第2条 指定相当第一号事業実施者は、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めなければならなない。

- 2 指定相当第一号事業実施者は、指定相当第一号事業を運営するに当たっては、地域との結び付きを重視し、市町村、他の第一号事業実施者その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めなければならない。
- 3 指定相当第一号事業実施者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行う とともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。
- 4 指定相当第一号事業実施者は、指定相当第一号事業を提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。
- 5 指定相当第一号事業実施者は、法人でなければならない。

第6章 雑則【基準第70条】

第70条 第一号事業実施者並びに指定相当第一号事業及び基準該当相当第一号事業として行うサービスの提供に当たる者は、作成、保存その他これに類するもののうち、この告示において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、製本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されている又は想定されるもの([略])については、書面に代えて、当該書面に係る電磁気的記録により行うことができる。

2 第一号事業実施者並びに指定相当第一号事業及び基準該当相当第一号事業として行うサービスの提供に当たる者は、交付、説明、同意、承諾、締結その他これらに類するもの(この項において「交付等」という。)のうち、書面で行うことが想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁気的方法(電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。)によることができる。

2 指定相当通所型サービスについて

第1節 基本方針【基準第47条】

第47条 指定相当第一号事業に該当する第一号通所事業として行うサービス(以下「指定相当通所型サービス」という。)の事業は、その利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない

3 人員に関する基準について

第2節 人員に関する基準【基準第48条~49条】

生活相談員

配置要件

第48条

一 指定相当通所型サービスの提供日ごとに、指定相当通所型サービスを提供している時間帯に生活相談員(専ら当該指定相当通所型サービスの提供に当たる者に限る。)が勤務している時間数の合計数を当該指定相当通所型サービスを提供している時間帯の時間数で除して得た数が1以上確保されるために必要と認められる数

【解釈通知】

居宅基準93条より

(1) 4

生活相談員については、指定通所介護の単位の数にかかわらず、次の計算式のとおり指定通所介護事業所における提供時間数に応じた生活相談員の配置が必要になるものである。ここでいう提供時間数とは、当該事業所におけるサービス提供開始時刻から終了時刻まで(サービスが提供されていない時間帯を除く。)とする。

[確保すべき生活相談員の勤務延時間数の計算式] 提供日ごとに確保すべき勤務延時間数=提供時間数

例えば、1単位の指定通所介護を実施している事業所の提供時間数を6時間とした場合、生活相談員の勤務延時間数を、提供時間数である6時間で除して得た数が1以上となるよう確保すればよいことから、従業者の員数にかかわらず6時間の勤務延時間数分の配置が必要となる。また、例えば午前9時から正午、午後1時から午後6時の2単位の指定通所介護を実施している事業所の場合、当該事業所におけるサービス提供時間は午前9時から午後6時(正午から午後1時までを除く。)となり、提供時間数は8時間となることから、従業者の員数にかかわらず8時間の勤務延時間数分の配置が必要となる。

なお、指定通所介護事業所が、利用者の地域での暮らしを支えるため、医療機関、他の居宅サービス事業者、地域の住民活動等と連携し、指定通所介護事業所を利用しない日でも利用者の地域生活を支える地域連携の拠点としての機能を展開できるように、生活相談員の確保すべき勤務延時間数には、「サービス担当者会議や地域ケア会議に出席するための時間」、「利用者宅を訪問し、在宅生活の状況を確認した上で、利用者の家族も含めた相談・援助のための時間」、「地域の町内会、自治

会、ボランティア団体等と連携し、利用者に必要な生活支援を担ってもらうなどの 社会資源の発掘・活用のための時間」など、利用者の地域生活を支える取組のため に必要な時間も含めることができる。

ただし、生活相談員は、利用者の生活の向上を図るため適切な相談・援助等を行う 必要があり、これらに支障がない範囲で認められるものである。

(2) 生活相談員(居宅基準第93条第1項第一号)

生活相談員については、特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第46号)第5条第2項に定める生活相談員に準ずるものである。

|-----

特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準第5条第2項より

第5条 生活相談員は、社会福祉法 (昭和26年法律第45号) 第19条第1項各号のいずれかに該当する者又はこれらと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。

祉法第19条第1項より

第19条 社会福祉主事は、都道府県知事又は市町村長の補助機関である職員とし、年齢18年以上の者であって、人格が高潔で、思慮が円熟し、社会福祉の増進に熱意があり、かつ、次の各号のいずれかに該当するもののうちから任用しなければならない。

- 一 学校教育法(昭和22年法律第26号)に基づく大学、旧大学令(大正7年勅令 第388号)に基づく大学、旧高等学校令(大正7年勅令第389号)に基づく高 等学校又は旧専門学校令(明治36年勅令第61号)に基づく専門学校において、 厚生労働大臣の指定する社会福祉に関する科目を修めて卒業した者(当該科目を 修めて同法に基づく専門職大学の前期課程を修了した者を含む。)
- 二 都道府県知事の指定する養成機関又は講習会の課程を修了した者
- 三、社会福祉士
- 四 厚生労働大臣の指定する社会福祉事業従事者試験に合格した者
- 五 前各号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認められる者として厚生労働令で 定めるもの
- 2 前項第二号の養成機関及び講習会の指定に関し必要な事項は政令で定める。

★☆★ポイント★☆★

「・・・これらと同等以上の能力を有すると認められる者・・・」とは、介護福祉士、看護師、准看護師、介護支援専門員、介護職員実務者研修又は旧介護職員基礎研修課程修了者で介護サービス事業所等に介護職員等として2年以上勤務した経験がある者など、佐賀県が管轄する介護サービスの生活相談員の要件に準じています。

また、サービスの利用者がいない日でも、運営規程上の営業日であれば、生活相談員の配置が必要です。なお、生活相談員の人員基準を満たしていない場合は、人員基準欠如の減算の対象にはなりませんが、人員基準違反として指導又は監査の対象となります。

看護師又は 准看護師

配置要件

第48条

- 二 指定相当通所型サービスの単位ごとに、専ら当該指定相当通所型サービス の提供に当たる看護職員が1以上確保されるために必要と認められる数
- 2 指定相当通所型サービス事業所の利用定員(当該指定相当通所型サービス事業所において同時に指定相当通所型サービスの提供を受けることができる利用者の上限をいう。以下この章において同じ。)が10人以下である場合にあっては、前項の規定にかかわらず、看護職員及び介護職員の員数を、指定相当通所型サービスの単位ごとに、当該指定相当通所型サービスを提供している時間帯に看護師又は介護職員(いずれも専ら当該指定相当通所型サービ

スの提供に当たる者に限る。) が勤務している時間数の合計数を提供単位時間数で除して得た数が1以上確保されるために必要と認められる数とすることができる。

【解釈通知】

居宅基準93条より

(1) 6

看護職員については、指定通所介護事業所の従業者の従業者により確保する ことに加え、病院、診療所、訪問看護ステーションとの連携により確保する ことも可能である。具体的な取扱いは以下のとおりとする。

- ア 指定通所介護事業所の従業者により確保する場合 提供時間帯を通じて、専ら当該指定通所介護の提供に当たる必要はないが、当該看護職員は提供時間帯を通じて、指定通所介護事業所と密接かつ適切な連携を図るものとする。
- イ 病院、診療所、訪問看護ステーションとの連携により確保する場合 看護職員が指定通所介護事業所の営業日ごとに利用者の健康状態の確 認を行い、病院、診療所、訪問看護ステーションと指定通所介護事業 所が提供時間帯を通じて密接かつ適切な連携を図るものとする。

なお、アとイにおける「密接かつ適切な連携」とは、指定通所介護事業所へ 駆けつけることができる体制や適切な指示ができる連絡体制などを確保す ることである。

★☆★ポイント★☆★

看護職員が機能訓練指導員を兼務する場合は、看護職員及び機能訓練指導員ともに、配置時間に関する規定がないことから、看護職員としての業務に従事していない時間帯において、機能訓練指導員として勤務することは差し支えありませんが、各加算を算定する際の要件に留意してください。

介護職員

配置要件

第48条

- 三 指定相当通所型サービスの単位ごとに、当該指定相当通所型サービスを提供している時間帯に介護職員(専ら当該指定相当通所型サービスの提供に当たる者に限る。)が勤務している時間数の合計数を当該指定相当通所型サービスを提供している時間数(次項において「提供単位時間数」という。)で除して得た数が利用者(〔中略〕)の数が15人までの場合にあっては1以上、15人を超える場合にあっては15人を超える部分の数を5で除して得た数に1を加えた数以上確保されるために必要と認められる数
- 3 指定相当通所型サービス事業実施者は、指定相当通所型サービスの単位ごとに、第1項第三号の介護職員(第2項の適用を受ける場合にあっては、同項の看護職員又は介護職員。次項及び第7項において同じ。)を、常時1人以上当該指定相当通所型サービスに従事させなければならない。
- 4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、介護職員は、利用者の処遇に支障がない場合は、他の指定相当通所型サービスの単位の介護職員として従事することができるものとする。

【解釈通知】

居宅基準93条より

(1) ⑤

居宅基準第93条第1項第三号にいう介護職員については、指定通所介護の単位ごとに、提供時間数に応じた配置が必要となるものであり、確保すべき勤務延時間数は、次の計算式のとおり提供時間数及び利用者数から算出される。なお、ここでいう提供時間数とは、当該単位における平均提供時間数(利用者ごとの提供時間数の合計を利用者数で除して得た数)とする。

(確保すべき介護職員の勤務延時間数の計算式)

- ・利用者数15人まで 単位ごとに確保すべき勤務延時間数=平均提供時間数
- ・利用者数16人以上単位ごとに確保すべき勤務延時間数=((利用者数-15)÷5+1)×平均提供時間数

※平均提供時間数=利用者ごとの提供時間数の合計:利用者数

例えば、利用者数18人、提供時間数を5時間とした場合、

 $(18-15) \div 5+1=1.6$

となり、5時間の勤務時間数を1.6名分確保すればよいことから、従業員の員数にかかわらず、 5×1 .6 = 8時間の勤務延時間数分の人員配置が必要となる。 [略]

なお、介護職員については、指定通所介護の単位ごとに常時1名以上確保することとされているが、これは、介護職員が常に確保されるよう必要な配置を行うよう定めたものであり、例えば、計算式により算出した確保すべき勤務延時間数が、当該事業所におけるサービス提供開始時刻から終了時刻までの時間数に満たない場合であっても、常時1名以上が確保されるよう配置を行う必要があることに留意すること。

また、介護職員は、利用者の処遇に支障がない場合は他の指定通所介護の単位の介護職員として従事することができるとされたことから、例えば複数の単位の指定通所介護を同じ時間帯に実施している場合、単位ごとに介護職員等が常に1名以上確保されている限りにおいては、単位を超えて柔軟な配置が可能である。

機能訓練 指導員

配置要件

第48条

四 1以上

6 第1項第四号の機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を 防止するための訓練を行う能力を有する者とし、当該指定相当通所型サービ ス事業所の他の職務に従事することができるものとする。

【解釈通知】

居宅基準93条より

(3)機能訓練指導員(居宅基準第93条第5項)

機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための 訓練を行う能力を有する者とされたが、この「訓練を行う能力を有する者」 とは、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師、あん 摩マッサージ指圧師、はり師又はきゅう師の資格を有する者(はり師及びき ゅう師については、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道 整復師又はあん摩マッサージ指圧師の資格を有する機能訓練指導員を配置 した事業所で6月以上機能訓練指導に従事した経験を有する者に限る。)と する。ただし、利用者の日常生活やレクリエーション、行事を通じて行う機 能訓練については、当該事業所の生活相談員又は介護職員が兼務して行って

| | も差し支えない。 |
|-------------|---------------------------------------|
| | |
| · 理者 | |
| 1 生 1 | II 里市 (A- |
| | 配置要件 |
| | 第49条 指定相当通所型サービス事業実施者は、指定相当通所型サービス事業 |
| | 所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、 |
| | 指定相当通所型サービス事業所の管理上支障がない場合は、当該指定相当通所型 |
| | サービス事業所の他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事する |
| | ことができるものとする。 |
| | 【解釈通知】 |
| | 居宅基準94条より |
| | (4) 管理者(居宅基準第94条) |
| | 訪問介護の場合と同趣旨であるため、第3の一の1の(3)を参照されたい。 |
| | が同り、 している。 |
| | 第3の一の1の(3)より |
| | 指定通所介護事業所の管理者は常勤であり、かつ、原則として専ら当該事業 |
| | 所の管理業務に従事するものとする。ただし、以下の場合であって、当該事 |
| | 業所の管理業務に支障がないときは、他の職務を兼ねることができるものと |
| | する。なお、管理者は、通所介護従事者である必要はないものである。 |
| | ①当該指定通所介護事業所の通所介護従事者としての職務に従事する場合 |
| | ②同一の事業者によって設置された他の事業所、施設等の管理者又は従業者 |
| | としての職務に従事する場合であって、当該他の事業所、施設等の管理者 |
| | 又は従業者としての職務に従事する時間帯も、当該指定通所介護事業所へ |
| | のサービス提供の場面等で生じる事象を適時かつ適切に把握でき、職員及 |
| | び業務の一元的な管理・指揮命令に支障が生じないときに、当該他の事業 |
| | 所、施設等の管理者又は従業者としての職務に従事する場合(この場合の |
| | 他の事業所、施設等の事業の内容は問わないが、例えば、管理すべき事業 |
| | 所数が過剰であると個別に判断される場合や、併設される入所施設におい |
| | て入所者に対しサービス提供を行う看護・介護職員と兼務する場合(施設 |
| | における勤務時間が極めて限られている場合を除く。)、事故発生時等の |
| | 緊急時において管理者自身が速やかに当該指定通所介護事業所に駆け付 |
| | けることができない体制となっている場合などは、管理業務に支障がある |
| | と考えられる。) |
| | |
| 共通事項 | |
| | 配置要件 |
| | 第48条 |
| | 5 前各項の指定相当通所型サービスの単位は、指定相当通所型サービスであっ |
| | てその提供が同時に1又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいう。 |
| | 7 第1項の生活相談員又は介護職員のうち1人以上は、常勤でなければならな |
| | |
| | V 'o |
| | 8 指定相当通所型サービス事業実施者が指定通所介護事業者又は指定地域密着 |
| | 型通所介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定相当通所型サービスの事業と |
| | 全 |
| | 「指定 |
| | |
| | 項から第6項までに規定する人員に関する基準又は指定地域密着型サービス基準 |
| | 第20条第1項から第7項までを満たすことをもって、前各項に規定する基準を |
| | 満たしているものとみなすことができる。 |
| | |

【解釈通知】

居宅基準94条より

(1) ①

指定通所介護の単位とは、同時に、一体的に提供される指定通所介護をいうものであることから、例えば、次のような場合は、2単位として扱われ、それぞれの単位ごとに必要な従業者を確保する必要がある。

- イ 指定通所介護が同時に一定の距離を置いた2つの場所で行われ、これ らのサービスの提供が一体的に行われているといえない場合
- ロ 午前と午後とで別の利用者に対して指定通所介護を提供する場合 また、利用者ごとに策定した通所介護計画に位置づけられた内容の指定通所 介護が一体的に提供されていると認められる場合は、同一単位で提供時間数 の異なる利用者に対して指定通所介護を行うことも可能である。なお、同時 一体的に行われているとは認められない場合は、別単位となることに留意す ること。

(1) ②

8時間以上9時間未満の指定通所介護の前後に連続して延長サービスを行う場合にあっては、事業所の実情に応じて、適当数の従業者を配置するものとする。

(1) ③

居宅基準第93条第1項第一号の生活相談員及び同項第三号の介護職員の人員配置については、当該職種の従業員がサービス提供時間内に勤務する時間数の合計(以下「勤務延時間数」という。)を提供時間数で除して得た数が基準において定められた数以上となるよう、勤務延時間数を確保するよう定めたものであり、必要な勤務延時間数が確保されれば当該職種の従業者の員数は問わないものである。

(1) (7)

利用者の数又は利用定員は、単位ごとの指定通所介護についての利用者の数 又は利用定員をいうものであり、利用者の数は実人員、利用定員は、あらか じめ定めた利用者の数の上限をいうものである。従って、例えば、1日のう ちの午前の提供時間帯に利用者10人に対して指定通所介護を提供し、午後 の提供時間帯に別の利用者10人に対して指定通所介護を提供する場合で あって、それぞれの指定通所介護の定員が10人である場合には、当該事業 所の利用定員は10人、必要となる介護職員は午前午後それぞれにおいて利 用者10人に応じた数ということとなり、人員算定上午前の利用者の数と午 後の利用者の数が合算されるものではない。

(1) (8)

同一事業所で複数の単位の指定通所介護を同時に行う場合であっても、常勤 の従業者は事業所ごとに確保すれば足りるものである(基準第93条第6項 関係)。

人員基準の用語の定義等

(1) 常勤換算方法

当該事業所の従業者の勤務延時間数を当該事業所において常勤の従業者が勤務すべき時間数(週32時間を下回る場合は週32時間を基本とする。)で除することにより、当該事業所の従業者の員数を常勤の員数に換算する方法をいう。

【常勤換算方法による職員数の算定方法について】

歴月ごとの職員の勤務延時間数を、当該事業所又は施設において常勤の従業者が勤務すべき時間数で除することによって算定するものとし、小数点第2位以下を切り捨てるものとする。

※やむを得ない事情により、配置されていた従業員数が一時的に1割の範囲内で減少した場合は、1月を超えない期間内に従業員が補充されれば、従業員数が減少しなかったものとみなすこととする。

(2) 勤務延時間数

勤務表上、当該事業に係るサービスの提供に従事する時間又は当該事業に係るサービス提供のための準備等を行う時間(待機の時間を含む。)として明確に位置付けられている時間の合計数とする。なお、従業者1人につき、勤務延時間数に算入することができる時間数は、当該事業所において常勤の従業者が勤務すべき勤務時間数を上限とする。

(3) 常勤

当該事業所における勤務時間が、当該事業所において定められている常勤の従業者が勤務すべき時間数 (週32時間を下回る場合は週32時間を基本とする。)に達している場合「常勤」となる。

ただし、母性健康管理措置又は育児、介護及び治療のための所定労働時間の短縮等の措置が講じられている者については、利用者の処遇に支障がない体制が事業所として整っている場合は、例外的に常勤の従業者が勤務すべき時間数を30時間として取り扱うことを可能とする。

- ※人員基準において常勤要件が設けられている場合、産前産後休業・育児休業・介護休業・育児休業に準ずる休業を取得中の期間において、当該人員基準において求められる資質を有する複数の非常勤の従業者を常勤の従業者の員数に換算することで人員基準を満たすことが可能です。
- ※事業者の雇用形態が正規職員であっても、上記の時間に達していない場合は、「非常勤」となります。

(4) 専ら従事する・専ら提供に当たる

原則として、サービス提供時間帯を通じて当該サービス以外の職務に従事しないことをいうものである。 この場合のサービス提供時間帯とは、当該従事者の当該事業所における勤務時間をいうものであり、当該 従業者の常勤・非常勤の別を問わない。

4 設備に関する基準について

第3節 設備に関する基準【基準第50条】

基準 第50条 指定相当通所型サービス事業所は、食堂、機能訓練室、静養室、相談室及 び事務室を有するほか、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備並びに指定相 当通所型サービスの提供に必要なその他の設備及び備品等を備えなければならない。

- 2 前項に掲げる設備の基準は、次のとおりとする。
 - 一 食堂及び機能訓練室
 - イ 食堂及び機能訓練室は、それぞれ必要な広さを有するものとし、その合計した面積は、3平方メートルに利用定員を乗じて得た面積以上とすること。
 - ロ イにかかわらず、食堂及び機能訓練室は、食事の提供の際にはその提供に支 障がない広さを確保でき、かつ、機能訓練を行う際にはその実施に支障がな い広さを確保できる場合にあっては、同一の場所とすることができる。
 - 二 相談室 遮へい物の設置等により相談の内容が漏えいしないよう配慮されていること。
- 3 第1項に掲げる設備は、専ら当該指定相当通所型サービスの事業の用に供するものでなければならない。ただし、利用者に対する指定相当通所型サービスの提供に支障がない場合は、この限りでない。

★☆★ポイント★☆★

食堂、機能訓練室、静養室、相談室及び事務室等の専用区画について、設置場所を変更した場合は、「事業所(建物)の構造、専用区画等」の変更に該当しますので、保険者へ変更届出書(様式第三号(一))の提出が必要です。

食堂及び機能 訓練室

- ・それぞれ必要な面積を有するものとし、その合計した面積は、利用定員数×3㎡以上。(ダイニングキッチン等の台所部分、事務スペース、廊下、柵など通常動かすことのできないものを設置しているスペースは面積から除くこと。)
- ・食事提供及び機能訓練を行う際それぞれに支障がない広さを確保できる場合は、食 堂及び機能訓練室は同一の場所とすることができる。
- ・狭い部屋を多数設置して面積を確保すべきではない。
- ・食堂には、洗面所が設けられていることが望ましい。

相談室

・部屋ではなくスペースを設けることにより対応する場合、遮へい物を設置するなど して、相談内容が漏れないように配慮する。

静養室

- ・利用定員に応じた広さであること。
- ・布団やベッド等が利用定員に応じて用意されていること。
- ・部屋ではなくスペースを設けることにより対応する場合、遮蔽物を設置するなどして、静養に適した環境となるように配慮すること。

事務室

・必要な広さを確保すること。

・他サービスと共同で事務室を使用する場合、通所介護事業所の事務所として利用する部分を明確にすること。

消火設備その 他非常災害に 際して必要な 設備

- ・消防法及び建築基準法等、その他の法令等に規定された設備を示しており、それら の設備を確実に設置しなければならない。
- ※所在地変更や指定更新の際には、消防法及び建築基準法に適合していることが必要。

指定相当通所 型サービスの 提供に必要な その他の設備 及び備品

- ・トイレ等その他必要な設備を設けること。
- ・事業所全体として、各所の段差の解消や手すりを取り付けるなどして、利用者自身 で動くことが出来るように、また安全面に配慮すること。
- ※宅老所併設の場合、指定相当通所型サービスの区画として申請している部分(静養室)を居室として使用すべきでない。

設備に係る共用

指定相当通所型サービス事業所と指定居宅サービス事業所等を併設している場合に、利用者へのサービス提供に支障がない場合は、設備基準上両方のサービスに規定があるもの(指定訪問介護事業所の場合は事務室)は共用が可能である。

ただし、指定相当通所型サービス事業所の機能訓練室等と、指定相当通所型サービス事業所と併設の関係にある病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院における指定通所リハビリテーション等を行うためのスペースについて共用する場合にあっては、以下の条件に適合することをもって、これらが同一の部屋等であっても差し支えないものとする。

- イ 当該部屋等において、指定相当通所型サービス事業所の機能訓練室等と指定通 所リハビリテーション等を行うためのスペースが明確に区分されていること。
- ロ 指定相当通所型サービス事業所の機能訓練室等として使用される区分が、指定相当通所型サービス事業業所の設備基準を満たし、かつ、指定通所リハビリテーション等を行うためのスペースとして使用される区分が、指定通所リハビリテーション事業所等の設備基準を満たすこと。

また、玄関、廊下、階段、送迎車両など、基準上は規定がないが、設置されるものについても、利用者へのサービス提供に支障がない場合は、共用が可能である。なお、設備を共用する場合、基準第57条第2項において、指定相当通所型サービス事業実施者は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならないと規定されていることから、衛生管理等に一層努めること。

宿泊サービス を提供する場 合

第50条4 前項ただし書の場合(指定相当通所型サービス事業実施者が第1項に掲げる設備を利用し、夜間及び深夜に指定地域密着型通所介護以外のサービスを提供する場合に限る。)には、当該サービスの内容を当該サービスの提供の開始前に当該指定相当通所型サービス事業実施者に係る指定を行った市町村長に届け出るものとする。

指定通所介護 事業又は地域 密着型通所介

第50条5 指定相当通所型サービス事業実施者が指定通所介護事業又は指定地域 密着型通所介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定相当通所型サービスの事業と

護事業

指定通所介護の事業又は指定地域密着型通所介護とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準第95条第1項から第3項まで又は指定地域密着型サービス基準第22条第1項から第3項までに規定する設備に関する基準を満たすことをもって、第1項から第3項までに規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

5 運営に関する基準について

第4節 運営に関する基準【基準第51条~第68条】

1 利用料等 の受領

【基準第 5 1 条】 指定相当通所型サービス事業実施者は、第一号事業支給費の支給を受けることのできる指定 相当通所型サービスを提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定相当通 所型サービスに係る第一号事業支給費基準額から指定相当通所型サービス事業実施者に支払 われる第一号事業支給費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

- 2 指定相当通所型サービス事業実施者は、第一号事業支給費の支給を受けることのできない 指定相当通所型サービスを提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、指定相当 通所型サービスに係る第一号事業支給費基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしな ければならない。
- 3 指定相当通所型サービス事業実施者は、前2項の支払を受ける額のほか、次の各号に掲げる費用の額の支払を利用者から受けることができる。
 - 一 利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域に居住する利用者に対して行う 送迎に要する費用
 - 二 食事の提供に要する費用
 - 三 おむつ代
 - 四 前三号に掲げるもののほか、指定相当通所型サービスの提供において提供される便宜の うち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担 させることが適当と認められる費用

居宅サービスとの相違点

利用料の受領(基準告示第51条第3項)について、通所介護では、利用料以外に「その他の費用の額」として、「指定通所介護に通常要する時間を超える指定通所介護であって利用者の選定に係るものの提供に伴い必要となる費用の範囲内において、通常の指定通所介護に係る居宅介護サービス費用基準額を超える費用」を利用者から受け取ることができるが、指定相当通所型サービスでは、受け取ることができないので留意すること。なお、基準該当相当通所型サービスにおいても同趣旨であること。

- 4 前項第二号に掲げる費用については、「居住、滞在及び宿泊並びに食事の提供に係る利用料等に関する指針(平成17年9月7日厚生労働省告示第419号)」の例によるものとする。
- 5 指定相当通所型サービス事業実施者は、第3項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

【解釈通知】

居宅基準第96条より

①居宅基準第96条第1項、第2項及び第5項の規定は、指定訪問介護に係る第20条第1項、第2項及び第4項の規定と同趣旨であるため、第3の一の3(11)の①、②及び④

を参照されたい。

②同条第3項は、指定通所介護事業者は、指定通所介護の提供に関して、

- イ 利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域に居住する利用者に対して行 う送迎に要する費用
- ロ 指定通所介護に通常要する時間を超える指定通所介護であって利用者の選定に係る ものの提供に伴い必要となる費用の範囲内において、通常の指定通所介護に係る地 域密着型介護サービス費用基準額を超える費用
- ハ 食事の提供に要する費用
- ニ おむつ代
- ホ 前各号に掲げるもののほか、指定通所介護の提供において提供される便宜のうち、日 常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められるものについては、前2項の利用料のほかに利用者から支払を受けることができることとし、保険給付の対象となっているサービスと明確に区分されないあいまいな名目による費用の支払を受けることは認めないこととしたものである。なお、ハの費用については、居住、滞在及び宿泊並びに食事の提供に係る利用料等に関する指針(平成17年厚生労働省告示第419号。以下「指針」という。)の定めるところによるものとし、ホの費用の具体的な範囲については、別に通知(「通所介護等における日常生活に要する費用の取扱いについて(平成12年3月30日老企第54号)」)するところによるものとする。

第3の一の3の(11)より

- ①居宅基準第96条第1項は、指定通所介護事業者は、法定代理受領サービスとして提供される指定通所介護についての利用者負担として、居宅介護サービス費用基準額の1割、2割又は3割([略])の支払を受けなければならないことを規定したものである。
- ②同条第2項は、利用者間の公平及び利用者の保護の観点から、法定代理受領サービスでない指定通所介護を提供した際に、その利用者から支払を受ける利用料の額と、法定代理受領サービスである指定通所介護に係る費用の額の間に、一方の管理経費の他方への転嫁等による不合理な差額を設けてはならないこととしたものである。なお、そもそも介護保険給付の対象となる指定通所介護のサービスと明確に区分されるサービスについては、次のような方法により別の料金設定をして差し支えない。
 - イ 利用者に、当該事業が指定通所介護の事業とは別事業であり、当該サービスが介護保 険給付の対象とならないサービスであることを説明し、理解を得ること。
 - ロ 当該事業の目的、運営方針、利用料等が、指定通所介護事業所の運営規程とは別に定

められていること。

- ハ 指定通所介護の事業の会計と区分していること。
- ④同条第5項は、指定通所介護事業者は、第3項の費用の支払を受けるに当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対してその額等に関して説明を行い、利用者の同意を得なければならないこととしたものである。

★☆★チェック★☆★

運営指導において、重要事項説明書に記載すべき項目の不足が多く見受けられます。特に「提供するサービスの第三者評価の実施状況(実施の有無、実施した直近の年月日、実施した評価機関の名称、評価結果の開示状況)」の項目が記載されていないケースが多いです。

また、介護報酬改定や加算の新規算定等に伴う利用料の変更について、利用者からの同意が文書で得られていないケースが見受けられますので、留意してください。

2 管理者及びサービス提供責任者の責務

【基準第 5 2条】

指定相当通所型サービス事業所の管理者は、指定相当通所型サービス事業所の従業者の管理 及び指定相当通所型サービスの利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理 を一元的に行うものとする。

2 指定相当通所型サービス事業所の管理者は、当該指定相当通所型サービス事業所の従業者にこの章の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。

【解釈通知】

居宅基準第105条の規定により準用される52条より

居宅基準第52条は、指定通所介護事業所の管理者の責務を、介護保険法の基本理念を踏まえた利用者本位のサービス提供を行うため、利用者へのサービス提供の場面等で生じる事象を適時かつ適切に把握しながら、従業者及び業務の管理を一元的に行うとともに、従業者に居宅基準の第3章第4節の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うこととしたものである。

★☆★チェック★☆★

管理者は、利用者へのサービス提供の場面等で生じる事象を適時かつ適切に把握しながら、従業者に「第4節 運営に関する基準」の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行う必要がありますので、運営に関する基準について理解を深めるようにしてください。

3 運営規程 【基準第 5 3条】

指定相当通所型サービス事業実施者は、指定相当通所型サービス事業所ごとに、次に掲げる 事業の運営についての重要事項に関する規程(以下この節において「運営規程」という。)を 定めておかなければならない。

- 一 事業の目的及び運営の方針
- 二 従業者の職種、員数及び職務の内容
- 三 営業日及び営業時間

- 四 指定相当通所型サービスの利用定員
- 五 指定相当通所型サービスの内容及び利用料その他の費用の額
- 六 通常の事業の実施地域
- 七 サービス利用に当たっての留意事項
- 八 緊急時等における対応方法
- 九 非常災害対策
- 十 虐待の防止のための措置に関する事項
- 十一 その他運営に関する重要事項

【解釈通知】

居宅基準第100条より

居宅基準第100条は、指定通所介護の事業の適正な運営及び利用者に対する適切な指定通 所介護の提供を確保するため、同条第一号から第十一号までに掲げる事項を内容とする規程 を定めることを指定通所介護事業所ごとに義務づけたものであるが、特に次の点に留意する ものとする。

①営業日及び営業時間(第三号)

指定通所介護の営業日及び営業時間を記載すること。

②指定通所介護の利用定員(第四号)

利用定員とは、当該指定通所介護事業所において同時に指定通所介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいうものであること。

- ③指定通所介護の内容及び利用料その他の費用の額(第五号) 「指定通所介護の内容」については、入浴、食事の有無等のサービスの内容を指すものであること。
- ④サービス利用に当たっての留意事項(第七号) 利用者が指定通所介護の提供を受ける際に、利用者側が留意すべき事項(機能訓練室を利用する際の注意事項等)を指すものであること。
- ⑤非常災害対策 (第九号)
 - (7) の非常災害に関する具体的計画を指すものであること。

第3の一の3の(19)より

[略]なお、同一事業者が同一敷地内にある事業所において、複数のサービス種類について事業者指定を受け、それらの事業を一体的に行う場合においては、運営規程を一体的に作成することも差し支えない [略]。

①従業者の職種、員数及び職務の内容(第二号)

従業者の「員数」は日々変わりうるものであるため、業務負担軽減等の観点から、規程を 定めるに当たっては、基準第5条において置くべきとされている員数を満たす範囲にお いて、「○人以上」と記載することも差し支えない(基準第8条に規定する重要事項を記 した文書に記載する場合についても、同様とする。) [略]。

② [略]

③利用料その他の費用の額(第五号)

「利用料」としては、法定代理受領サービスである指定通所介護に係る利用料(1割負担、2割負担又は3割負担)及び法定代理受領サービスでない指定通所介護の利用料を、「その他の費用の額」としては、基準第3条の19第3項により徴収が認められている交通費の額及び必要に応じてその他のサービスに係る費用の額を規定するものであること [略]。

④通常の事業の実施地域(第六号)

通常の事業の実施地域は、客観的にその区域が特定されるものとすること。なお、通常の 事業の実施地域は、利用申込に係る調整等の観点からの目安であり、当該地域を越えてサ ービスが行われることを妨げるものではないものであること [略]。

- ⑤虐待の防止のための措置に関する事項(第十号)
 - (31)の虐待の防止に係る、組織内の体制(責任者の選定、従業者への研修方法や研修計画等)や虐待又は虐待が疑われる事案(以下「虐待等」という。)が発生した場合の対応方法等を指す内容であること「略」。

★☆★チェック**★☆★**

虐待の防止のための措置に関する事項の運営規程への記載は令和6年4月1日から義務化されていますので、必ず記載しているか確認してください。また、運営指導において、重要事項説明書に記載されている営業日、営業時間と運営規程に記載されている営業日、営業時間が異なっているなどのケースが見受けられます。重要事項説明書と運営規程を見比べて内容に齟齬がないか確認してください。

4 勤務体制 の確保等

【基準第 5 4 条】

指定相当通所型サービス事業実施者は、利用者に対し適切な指定相当通所型サービスを提供できるよう、指定相当通所型サービス事業所ごとに従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。

- 2 指定相当通所型サービス事業実施者は、指定相当通所型サービス事業所ごとに、当該指定 相当通所型サービス事業所の従業者によって指定相当通所型サービスを提供しなければなら ない。ただし、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。
- 3 指定相当通所型サービス事実施業者は、通所型サービス従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。その際、当該指定相当通所型サービス事業実施者は、全ての通所型サービス介護従業者(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険施行令(平成10年政令第412号)第3条で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

4 指定相当通所型サービス事業実施者は、適切な指定相当通所型サービスの提供を確保する 観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務 上必要かつ相当な範囲を超えたものにより通所型サービス従業者の就業環境が害されること を防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

【解釈通知】

居宅基準第101条より

居宅基準第101条は、利用者に対する適切な指定通所介護の提供を確保するため、職員の 勤務体制等について規定したものであるが、このほか次の点に留意するものとする。

- ①指定通所介護事業所ごとに、原則として月ごとの勤務表を作成し、通所介護従業者の日々の勤務時間、常勤・非常勤の別、専従の生活相談員、看護職員、介護職員及び機能訓練指導員の配置、管理者との兼務関係等を明確にすること。
- ②同条第2項は、原則として、当該指定通所介護事業所の従業者たる通所介護従業者によって指定通所介護を提供するべきであるが、調理、洗濯等の利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、第三者への委託等を行うことを認めるものであること。
- ③同条第3項の規定は、指定訪問入浴介護に係る居宅基準第53条の2第3項と基本的に同趣旨であるため、第3の二の3の(6)③を参照されたいこと。
- ④同条第4項の規定は、指定訪問介護に係る居宅基準第30条の第4項の規定と基本的に同趣旨であるため、第3の一の3の(21)④を参照されたいこと。

第3の二の3の(6)③より

同条第3項前段は、当該指定通所介護事業所の従業者の質の向上を図るため、研修機関が 実施する研修や当該事業所内の研修への参加の機会を計画的に確保することとしたもの であること。

また、同項後段は、介護サービス事業者に、介護に直接携わる職員のうち、医療・福祉関係の資格を有さない者について、認知症介護基礎研修を受講させるために必要な措置を講じることを義務づけることとしたものであり、これは、介護に関わる全ての者の認知症対応力を向上させ、認知症についての理解の下、本人主体の介護を行い、認知症の人の尊厳の保障を実現していく観点から実施するものであること。

当該義務付けの対象とならない者は、各資格のカリキュラム等において、認知症介護に関する基礎的な知識及び技術を習得している者とすることとし、具体的には、同条第3項において規定されている看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、実務者研修修了者、介護職員初任者研修修了者、生活援助従事者研修修了者に加え、介護職員基礎研修課程又は訪問介護員養成研修課程一級課程・二級課程修了者、社会福祉士、医師、歯科医師、薬剤師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、精神保健福祉士、管理栄養士、栄養士、

あん摩マッサージ師、はり師、きゅう師等とする。

★☆★チェック★☆★

指定相当通所型サービス事業所ごとに、月ごとの勤務表を作成し、勤務表は従業者の日々の勤務時間、常勤・非常勤の別、専従の生活相談員、看護職員、介護職員及び機能訓練指導員の配置、管理者との兼務関係等を明確にするようにしてください。また、従業者の資質の向上のために、研修の機会を計画的に確保するよう努めてください。

5 定員の遵 守

指定相当通所型サービス事業実施者は、利用定員を超えて指定相当通所型サービスの提供を 行ってはならない。ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りではない。

【基準第 5 5 条】

6 非常災害 対策

【基準第5 6条】 指定相当通所型サービス事業実施者は、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。

2 指定相当通所型サービス事業実施者は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

【解釈通知】

居宅基準第103条より

- ①居宅基準第103条は、指定通所介護事業者は、非常災害に際して必要な具体的計画の策定、関係機関通への通報及び連携体制の整備、避難、救出訓練の実施等の対策の万全を期さなければならないこととしたものである。関係機関への通報及び連携体制の整備とは、火災等の災害時に、地域の消防機関へ速やかに通報する体制をとるよう従業員に周知徹底するとともに、日頃から消防団や地域住民との連携を図り、火災等の際に消火・避難等に協力してもらえるような体制作りを求めることとしたものである。なお「非常災害に関する具体的計画」とは、消防法施行規則第3条に規定する消防計画(これに準ずる計画を含む。)及び風水害、地震等の災害に対処するための計画をいう。この場合、消防計画の策定及びこれに基づく消防業務の実施は、消防法第8条の規定により防火管理者を置くこととされている指定通所介護事業所にあってはその者に行わせるものとする。また、防火管理者を置かなくてもよいこととされている指定通所介護事業所においても、防火管理者を置かなくてもよいこととされている指定通所介護事業所においても、防火管理について責任者を定め、その者に消防計画に準ずる計画の樹立等の業務を行わせるものとする。
- ②同条第2項は、指定通所介護事業者が前項に規定する避難、救出その他の訓練の実施に当たって、できるだけ地域住民の参加が得られるよう努めることとしたものであり、そのためには、日頃から地域住民との密接な連携体制を確保するなど、訓練の実施に協力を得られる体制づくりに努めることが必要である。訓練の実施に当たっては、消防関係者の参加を促し、具体的な指示を仰ぐなど、より実効性のあるものとすること。

★★**★**チェック**★**★★

「非常災害に関する具体的計画(消防、風水害、地震等)」を必ず策定するようにしてください。 なお、感染症に係る業務継続計画、災害に係る業務継続計画並びに非常災害に関する具体的計画に ついては、それぞれに対応する項目を適切に設定している場合には、一体的に策定することとして 差し支えありません。

また、運営指導において、訓練の実施に当たり地元の消防団への声掛けがなされていないケースが見受けられます。基準で「・・・地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。」とされていますので、運営推進会議等を活用し、地元の区長などを通じて地元の消防団へ声掛けを行うよう努めてください。

7 衛生管理 等

【基準第 5 7条】

指定相当通所型サービス事業実施者は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。

- 2 指定相当通所型サービス事業実施者は、当該指定相当通所型サービス事業所において感染 症が発生し、又はまん延しないように次の各号に掲げる措置を講じなければならない。
 - 一 当該指定相当通所型サービス事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための 対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。) をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、通所型サービス従業 者に周知徹底を図ること。
 - 二 当該指定相当通所型サービス事業所にける感染症の予防及びまん延の防止のための指 針を整備すること。
 - 三 当該指定相当通所型サービス事業所において、通所型サービス従業者に対し、感染症の 予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施すること。

【解釈通知】

居宅基準第104条より

①尼字甘淮역104冬は、长字泽正公藩市光正の以西县瓜四の海上笠田笠にっいて相字し

- ①居宅基準第104条は、指定通所介護事業所の必要最低限の衛生管理等について規定した ものであるが、このほか、次の点に留意するものとする。
 - イ 指定通所介護事業者は、食中毒及び感染症の発生を防止するための措置等について、 必要に応じて保健所の助言、指導を求めるとともに、常に密接な連携を保つこと。
 - ロ 特にインフルエンザ対策、腸管出血性大腸菌感染症対策、レジオネラ症対策等については、その発生及びまん延を防止するための措置について、別途通知等が発出されているので、これに基づき、適切な措置を講じること。
 - ハ 空調設備等により施設内の適温の確保に努めること。
- ②同条第2項に規定する感染症が発生し、又はまん延しないように講ずるべき措置については、具体的には次のイからハまでの取扱いとすること。各事項について、同項に基づき事業所に実施が求められるものであるが、他のサービス事業者との連携等により行うことも差し支えない。

イ 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会

当該事業所における感染対策委員会であり、感染対策の知識を有する者を含む、幅 広い職種により構成することが望ましく、特に、感染症対策の知識を有する者につ いては外部の者も含め積極的に参画を得ることが望ましい。構成メンバーの責任及 び役割分担を明確にするとともに、感染対策担当者を決めておくことが必要である。 感染対策委員会は、利用者の状況など事業所の状況に応じ、おおむね6月に1回以 上、定期的に開催するとともに、感染症が流行する時期等を勘案して必要に応じ随 時開催する必要がある。感染対策委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うこと ができるものとする。この際、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事 業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報 システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守すること。なお、感染対策委員 会は、他の会議体を設置している場合、これと一体的に設置・運営することとして差 し支えない。また、事業所に実施が求められるものであるが、他のサービス事業者と の連携等により行うことも差し支えない。

ロ 感染症の予防及びまん延の防止のための指針

当該事業所における「感染症の予防及びまん延の防止のための指針」には、平常時の対策及び発生時の対応を規定する。平常時の対策としては、事業所内の衛生管理(環境の整備等)、ケアにかかる感染対策(手洗い、標準的な予防策)等、発生時の対応としては、発生状況の把握、感染拡大の防止、医療機関や保健所、市町村における事業所関係課等の関係機関との連携、行政等への報告等が想定される。また、発生時における事業所内の連絡体制や上記の関係機関への連絡体制を整備し、明記しておくことも必要である。なお、それぞれの項目の記載内容の例については、「介護現場における感染対策の手引き」を参照されたい。

ハ 感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練

地域密着型通所介護従業者に対する「感染症の予防及びまん延の防止のための研修」の内容は、感染対策の基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するとともに、当該事業所における指針に基づいた衛生管理の徹底や衛生的なケアの励行を行うものとする。職員教育を組織的に浸透させていくためには、当該事業所が定期的な教育(年1回以上)を開催するとともに、新規採用時には感染対策研修を実施することが望ましい。また、研修の実施内容についても記録することが必要である。

なお、研修の実施は、厚生労働省「介護施設・事業所の職員向け感染症対策力向上の ための研修教材」等を活用するなど、事業所内で行うものでも差し支えなく、当該事 業所の実態に応じ行うこと。

また、平時から、実際に感染症が発生した場合を想定し、発生時の対応について、訓練(シミュレーション)を定期的(年1回以上)に行うことが必要である。訓練においては、感染症発生時において迅速に行動できるよう、発生時の対応を定めた指針及び研修内容に基づき、事業所内の役割分担の確認や、感染対策をした上でのケアの演習などを実施するものとする。

訓練の実施は、机上を含めその実施手法は問わないものの、机上及び実地で実施するものを適切に組み合わせながら実施することが適切である。

★★★チェック★★★

令和6年4月1日から「感染症の予防及びまん延の防止のための指針」の整備が義務化されていますので、必ず整備してください。

また、運営指導において、「感染症の予防及びまん延の防止のための指針」に解釈通知に記載されている記載が必要な各項目について、一部の項目が記載されていないケースが多く見受けられます。記載が必要な各項目について、「感染症の予防及びまん延の防止のための指針」に盛り込まれているか必ず確認してください。

なお、「感染症の予防及びまん延の防止のための指針」には、インフルエンザ対策、腸管出血性 大腸菌感染症対策、レジオネラ症対策等についても盛り込むようにしてください。

8地域との連携等【基準第5

8条】

指定相当通所型サービス事業実施者は、その事業の運営に当たっては、地域住民又はその自 発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければならない。

- 2 指定相当通所型サービス事業実施者は、その事業の運営に当たっては、提供した指定相当 通所型サービスに関する利用者からの苦情に関して、市町村等が派遣する者が相談及び援助を 行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努めなければならない。
- 3 指定相当通所型サービス事業実施者は、指定相当通所型サービス事業事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定相当通所型サービスを提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても指定相当通所型サービスの提供を行うよう努めなければならない。

【解釈通知】

居宅基準第104条の2より

- ①居宅基準第104条の2第1項は、指定通所介護事業所が地域に開かれた事業として行われるよう、指定通所介護事業者は、地域の住民やボランティア団体等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければならないこととしたものである。
- ②同条第2項は、居宅基準第3条第2項の趣旨に基づき、介護サービス相談員を派遣する事業を積極的に受け入れる等、市町村との密接な連携に努めることを規定したものである。なお、「市町村が実施する事業」には、介護サービス相談員派遣事業のほか、広く市町村が老人クラブ、婦人会その他の非営利団体や住民の協力を得て行う事業が含まれるものである。
- ③同条第3項の規定は、指定訪問介護に係る居宅基準第36条の2第2項の規定と同趣旨であるため、第3の一の3の(29)②を参照されたい。

第3の一の3の(29)②より

同条第3項は、高齢者向け集合住宅等と同一の建物に所在する指定通所介護事業所が当該高

齢者向け集合住宅等に居住する要介護者に指定通所介護を提供する場合、当該高齢者向け 集合住宅等に居住する要介護者のみを対象としたサービス提供が行われないよう、第9条 の正当な理由がある場合を除き、地域包括ケア推進の観点から地域の要介護者にもサービ ス提供を行わなければならないことを定めたものである。なお、こうした趣旨を踏まえ、地 域の実情に応じて都道府県が条例等を定める場合や、市町村等の意見を踏まえて指定の際 に条件を付す場合において、例えば、当該事業所の利用者のうち、一定割合以上を当該集合 住宅以外の利用者とするよう努める、あるいはしなければならない等の規定を設けること は差し支えないものである。この際、自立支援や重度化防止等につながるようなサービス提 供がなされているか等、サービスの質が担保されているかが重要であることに留意するこ と。

9事故発生時の対応【基準第5

9条】

指定相当通所型サービス事業実施者は、利用者に対する指定相当通所型サービスの提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る介護予防支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

- 2 指定相当通所型サービス事業実施者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。
- 3 指定相当通所型サービス事業実施者は、利用者に対する指定相当通所型サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。
- 4 指定相当通所型サービス事業実施者は、第50条第4項の指定相当通所型サービス以外のサービスの提供により事故が発生した場合は、第1項及び第2項の規定に準じた必要な措置を講じなければならない。

【解釈通知】

居宅基準第104条の3より

居宅基準第104条の3は、利用者が安心して指定通所介護の提供を受けられるよう、事故 発生時の速やかな対応を規定したものである。指定通所介護事業者は、利用者に対する指定 通所介護の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係 る居宅介護支援事業者等に対して連絡を行う等の必要な措置を講じるべきこととするとと もに、当該事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならないことと したものである。

また、利用者に対する指定通所介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならないこととしたものである。

なお、居宅基準第104条の4第2項の規定に基づき、事故の状況及び事故に際して採った 処置についての記録は、2年間保存しなければならない。

このほか、以下の点に留意するものとする。

- ①利用者に対する指定通所介護の提供により事故が発生した場合の対応方法について は、あらかじめ指定通所介護事業者が定めておくことが望ましいこと。
- ②指定通所介護事業者は、賠償すべき事態において速やかに賠償を行うため、損害賠償保 険に加入しておくか、又は賠償資力を有することが望ましいこと。
- ③指定通所介護事業者は、事故が発生した際にはその原因を解明し、再発生を防ぐための 対策を講じること。

なお、夜間及び深夜に指定通所介護以外のサービスの提供により事故が発生した場合は、以 上を踏まえた同様の対応を行うこととする。

★☆★チェック★☆★

事故が起きた場合の連絡先や連絡方法について、あらかじめ事業所で定め、従業者に周知してください。また、どのような事故が起きた場合に保険者に報告するか確認 (P61) してください。また、事故に至らなかったが事故が発生しそうになった場合 (ヒヤリ・ハット事例など) について、情報を収集し、防止対策を未然に講じてください。

10記録の 整備 【基準第6

0条】

指定相当通所型サービス事業実施者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備 しておかなければならない。

- 2 指定相当通所型サービス事業実施者は、利用者に対する指定相当通所型サービスの提供に 関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。
 - 一 通所型サービス計画
 - 二 次条において準用する第17条第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容 等の記録
 - 三 第63条第九号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録
 - 四 次条において準用する第20条の規定による市町村への通知に係る記録
 - 五 次条において準用する第32条第2項の規定による苦情の内容等の記録
 - 六 前条第2項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

【解釈通知】

居宅基準第104条の4より

居宅基準第104条の4第2項は、指定通所介護事業者が同項各号に規定する記録を整備し、2年間保存しなければならないこととしたものである。

なお、「その完結の日」とは、個々の利用者につき、契約終了(契約の解約・解除、 他の施設への入所、利用者の死亡、利用者の自立等)により一連のサービス提供が 終了した日を指すものとする、

1 1 準用 【基準第 6 1条】

第7条から第15条まで、第17条、第20条、第21条、第26条、第28条から第32 条まで、第36条及び第37条の規定は、指定相当通所型サービスの事業について準用する。 この場合において、第7条第1項中「第23条に規定する運営規程」とあるのは「第53条に 規定する規程(以下「運営規程」という。)」と、「訪問介護員等」とあるのは「指定相当通 所型サービス事業所の従業者」と、第21条、第26条第2項、第28条第1項並びに第36 条第一号及び第三号中「訪問介護員等」とあるのは「指定相当通所型サービス事業所の従業者」 と読み替えるものとする。

※指定相当訪問型サービスの第4節運営に関する基準を参照すること。

第5節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準【基準第62条~第65条】

1 指定相当通 所型サービス の基本取扱方 針

【基準第62 条】 指定相当通所型サービスは、利用者の介護予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に 行われなければならない。

- 2 指定相当通所型サービス事業実施者は、自らその提供する指定相当通所型サービスの質の評価を行うとともに、主治の医師又は歯科医師とも連携を図りつつ、常にその改善を図らなければならない。
- 3 指定相当通所型サービス事業実く施う者は、指定相当通所型サービスの提供に当たり、単に利用者の運動器の機能の向上、栄養状態の改善、口腔機能の向上等の特定の心身機能に着目した改善等を目的とするものではなく、当該心身機能の改善等を通じて、利用者ができる限り要介護状態等とならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とするものであることを常に意識してサービスの提供に当たらなければならない。
- 4 指定相当通所型サービス事業実施者は、利用者がその有する能力を最大限活用することができるような方法によるサービスの提供に努めなければならない。
- 5 指定相当通所型サービス事業実施者は、指定相当通所型サービスの提供に当たり、利用者 とのコミュニケーションを十分に図ることその他の様々な方法により、利用者が主体的に事 業に参加するよう適切な働きかけに努めなければならない。

【解釈通知】

基準告示第62条にいう指定相当通所型サービスの基本取扱方針について、特に留意すべきところは、次のとおりである。

- ①指定相当通所型サービスの提供に当たっては、介護予防とは、単に高齢者の運動機能や 栄養改善といった特定の機能の改善だけを目指すものではなく、これらの心身機能の改 善や環境調整等を通じて、一人ひとりの高齢者ができる限り要介護状態にならないで自 立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的として行われるものである ことに留意しつつ行うこと。
- ②介護予防の十分な効果を高める観点からは、利用者の主体的な取組が不可欠であること から、サービスの提供に当たっては、利用者の意欲が高まるようコミュニケーションの 取り方をはじめ、様々な工夫をして、適切な働きかけを行うよう努めること。
- ③サービスの提供に当たって、利用者ができないことを単に補う形でのサービス提供は、 かえって利用者の生活機能の低下を引き起こし、サービスへの依存を生み出している場 合があるとの指摘を踏まえ、「利用者の自立の可能性を最大限引き出す支援を行う」こと を基本として、利用者のできる能力を阻害するような不適切なサービス提供をしないよ う配慮すること。
- ④提供された指定相当通所型サービスについては、通所型サービス計画に定める目標達成

の度合いや利用者及びその家族の満足度等について常に評価を行うなど、その改善を図 らなければならないものであること。

2指定相当通 所型サービス の具体的取扱 方針

【基準第63 条】 指定相当通所型サービスの方針は、第47条に規定する基本方針及び前条に規定する基本 取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。

- 一 指定相当通所型サービスの提供に当たっては、主治の医師又は歯科医師からの情報伝達やサービス担当者会議を通じる等の適切な方法により、利用者の心身の状況、その置かれている環境等利用者の日常生活全般の状況の的確な把握を行うものとする。
- 二 指定相当通所型サービス事業所の管理者は、前号に規定する利用者の日常生活全般の 状況及び希望を踏まえて、指定相当通所型サービスの目標、当該目標を達成するため の具体的なサービスの内容、サービスの提供を行う期間等を記載した通所型サービス 計画を作成するものとする。
- 三 通所型サービス計画は、既に介護予防サービス計画が作成されている場合は、当該計画の内容に沿って作成しなければならない。
- 四 指定相当通所型サービス事業所の管理者は、通所型サービス計画の作成に当たっては、 その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければな らない。
- 五 指定相当通所型サービス事業所の管理者は、通所型サービス計画を作成した際には、 当該通所型サービス計画を利用者に交付しなければならない。
- 六 指定相当通所型サービスの提供に当たっては、通所型サービス計画に基づき、利用者 が日常生活を営むのに必要な支援を行うものとする。
- 七 指定相当通所型サービスの提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者 又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行 うものとする。
- 八 指定相当通所型サービスの提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又 は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならな い。
- 九 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。
- 十 指定相当通所型サービスの提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護 技術をもってサービスの提供を行うものとする。
- 十一 指定相当通所型サービス事業所の管理者は、通所型サービス計画に基づくサービスの 提供の開始時から、少なくとも1月に1回は、当該通所型サービス計画に係る利用者の 状態、当該利用者に対するサービスの提供状況等について、当該サービスの提供に係る 介護予防サービス計画を作成した介護予防支援事業者等に報告するとともに、当該通 所型サービス計画に記載したサービスの提供を行う期間が終了するまでに、少なくと も1回は、当該通所型サービス計画の実施状況の把握(以下この条において「モニタリ ング」という。)を行うものとする。
- 十二 指定相当通所型サービス事業所の管理者は、モニタリングの結果を記録し、当該記録を

- 当該サービスの提供に係る介護予防サービス計画を作成した介護予防支援事業者等に報告しなければならない。
- 十三 指定相当通所型サービス事業所の管理者は、モニタリングの結果を踏まえ、必要に応じて通所型サービス計画の変更を行うものとする。
- 十四 第一号から第十二号までの規定は、前号に規定する通所型サービス計画の変更につい て準用する。

【解釈通知】

- ①基準告示第63条第一号及び第二号は、指定相当通所型サービスの提供に当たっては、適切な方法により、利用者の日常生活全般の状況の的確な把握を行う必要があり、管理者は、把握した利用者の日常生活全般の状況や利用者の希望を踏まえて通所型サービス計画を作成しなければならないこととしたものである。通所型サービス計画の作成に当たっては、主治医又は主治の歯科医師からの情報伝達やサービス担当者会議を通じる等の適切な方法により、利用者の状況を把握・分析し、指定相当通所型サービスの提供によって解決すべき問題状況を明らかにし(アセスメント)、これに基づき、支援の方向性や目標を明確にし、提供するサービスの具体的内容、所要時間、日程等を明らかにするものとする。なお、通所型サービス計画の様式については、事業所ごとに定めるもので差し支えない。
- ②同条第三号は、通所型サービス計画は、既に介護予防サービス計画が作成されている場合には、当該計画の内容に沿って作成されなければならないこととしたものである。なお、通所型サービス計画の作成後に介護予防サービス計画が作成された場合は、当該通所型サービス計画について、介護予防サービス計画の内容に沿ったものであるか確認し、必要に応じて変更するものとする。
- ③同条第四号から第七号までは、サービス提供に当たっての利用者又はその家族に対する 説明について定めたものである。即ち、通所型サービス計画は、利用者の日常生活全般の 状況及び希望を踏まえて作成されなければならないものであり、その内容について説明 を行った上で利用者の同意を得ることを義務づけることにより、サービス内容等への利 用者の意向の反映の機会を保障しようとするものである。管理者は、通所型サービス計 画の目標や内容等について、利用者又はその家族に、理解しやすい方法で説明を行うと ともに、その実施状況や評価についても説明を行うものとする。また、通所型サービス計 画を作成した際には、遅滞なく利用者に交付しなければならず、当該通所型サービス計 画は、基準告示第60条第2項の規定に基づき、2年間保存しなければならないことと している。
- ④同条第八号及び第九号は、指定相当通所型サービスの提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならず、緊急やむを得ない場合に身体的拘束等を行う場合にあっても、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならないこととしたものである。また、緊急やむを得ない理由については、切迫

性、非代替性及び一時性の3つの要件を満たすことについて、組織等としてこれらの要件の確認等の手続きを極めて慎重に行うこととし、その具体的な内容について記録しておくことが必要である。なお、基準告示第60条第2項の規定に基づき、当該記録は、2年間保存しなければならない。

- ⑤同条第十号は、指定相当通所型サービスの提供に当たっては、介護技術の進歩に対応した適切なサービスが提供できるよう、常に新しい技術を習得する等、研鑽を行うべきものであることとしたものである
- ⑥同条第十一号から第十三号は、事業者に対して指定相当通所型サービスの提供状況等について介護予防支援事業者等に対する報告の義務づけを行うとともに、通所型サービス計画に定める計画期間終了後の当該計画の実施状況の把握(モニタリング)を義務づけるものである。介護予防支援事業者等に対する実施状況等の報告については、サービスが介護予防サービス計画に即して適切に提供されているかどうか、また、当該計画策定時から利用者の状態等が大きく異なることとなっていないか等を確認するために行うものであり、毎月行うこととしている。また、併せて、事業者は通所型サービス計画に定める計画期間が終了するまでに1回はモニタリングを行い、利用者の通所型サービス計画に定める目標の達成状況の把握等を行うこととしており、当該モニタリングの結果により、解決すべき課題の変化が認められる場合等については、担当する介護予防支援事業者等とも相談の上、必要に応じて当該通所型サービス計画の変更を行うこととしたものである。

3指定相当通 所型サービス の提供に当た っての留意点 【基準第64 条】

指定相当通所型サービスの提供に当たっては、介護予防の効果を最大限高める観点から、次に掲げる事項に留意しながら行わなければならない。

- 一 指定相当通所型サービス事業実施者は、サービスの提供に当たり、介護予防支援におけるアセスメントにおいて把握された課題、指定相当通所型サービスの提供による当該課題に係る改善状況等を踏まえつつ、効率的かつ柔軟なサービスの提供に努めること。
- 二 指定相当通所型サービス事業実施者は、運動器機能向上サービス、栄養改善サービス 又は口腔機能向上サービスを提供するに当たっては、国内外の文献等において有効性 が確認されている等の適切なものとすること。
- 三 指定相当通所型サービス事業実施者は、サービスの提供に当たり、利用者が虚弱な高齢者であることに十分に配慮し、利用者に危険が伴うような強い負荷を伴うサービスの提供は行わないとともに、次条に規定する安全管理体制等の確保を図ること等を通じて、利用者の安全面に最大限配慮すること。

4安全管理体 制等の確保 【基準第65 条】 指定相当通所型サービス事業実施者は、サービスの提供を行っているときに利用者に病状の急変等が生じた場合に備え、緊急時マニュアル等を作成し、その事業所内の従業者に周知徹底を図るとともに、速やかに主治の医師への連絡を行えるよう、緊急時の連絡方法をあらかじめ定めておかなければならない。

2 指定相当通所型サービス事業実施者は、サービスの提供に当たり、転倒等を防止するため

の環境整備に努めなければならない。

- 3 指定相当通所型サービス事業実施者は、サービスの提供に当たり、事前に脈拍や血圧等を 測定する等利用者の当日の体調を確認するとともに、無理のない適度なサービスの内容とす るよう努めなければならない。
- 4 指定相当通所型サービス事業実施者は、サービスの提供を行っているときにおいても、利用者の体調の変化に常に気を配り、病状の急変等が生じた場合その他必要な場合には、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

6 介護保険法施行規則第140条の63の2第1項第一号に規定する厚生労働大臣が定 める基準について

| イ | 1週当たりの標準的な回数を定める場合 (1月につき) | (1)事業対象者・要支援1・2(2)事業対象者・要支援2 | 1,798単位 3,621単位 |
|---|-------------------------------|---|--------------------|
| 口 | 1月当たりの標準的な回数を定める場合 | (1) 事業対象者・要支援1 | 4 3 6 単位 |
| | (1回につき) | (2) 事業対象者・要支援2 | 4 4 7 単位 |

※伊万里市では、要支援2の方でも週1回の利用を行った場合に1月当たりで算定ができます。

指定相当通所型サービス費について

【通所型サービス費 注1】

基準

看護職員(指定相当訪問型サービス等基準第48条第二号に規定する看護職員をいう。以下同じ。)又は介護職員の員数を置いているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市町村長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定相当通所型サービス事業所(同条第1項に規定する指定相当通所型サービス事業所をいう。以下同じ。)において、指定相当通所型サービスを行った場合に、介護予防サービス計画に位置付けられた標準的な回数又は内容で、それぞれ所定単位数を算定する。ただし、利用者の数又は看護職員若しくは介護職員の員数が別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合は、別に厚生労働大臣が定めるところにより算定する。

【留意事項通知 第3の3(17)】

留意事項

前記〔第3の3(1) \sim (16)〕以外の基本的な取扱いについては、通所介護の取扱方針に従うこととする。

【留意事項通知 第3の3(1)】

留意 事項

指定相当通所型サービスの基本報酬においては、入浴介助及び運動器機能向上サービスの実施に係る費用が包括評価されているところであり、指定相当通所型サービスは、基準告示第47条に定めるとおり、その利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身の機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものであることを踏まえ、サービスの実施に当たっては以下の点に留意すること。

- ①入浴介助は、利用者自身で又は家族等の介助によって入浴ができるようになることを目的として行 うこと。この際、利用者の状態や、当該利用者が日頃利用する浴室における当該利用者の動作及び浴 室の環境を確認し、これを踏まえて、利用者が日頃利用する浴室に近い環境で行うことが望ましい。
- ②運動器機能向上サービス(利用者の運動器の機能向上を目的として個別に実施される機能訓練であって、利用者の心身の状態の維持または向上に資すると認められるものをいう。)は、機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゅう師(はり師及びきゅう師については、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師の資格を有する機能訓練指導員を配置した事業所で6月以上勤務し、かつ、機能訓練指導に従事した経験を有する者に限る。)を1名以上配置し、国内外の文献等において介護予防の観点から有効性が確認されている手法等を用いて行うこと。

★☆★ポイント★☆★

運動器機能向上加算が基本報酬に包括化されたことを踏まえ、運動器機能向上サービスの内容を通所型サービス計画等に位置付け、当該計画に基づきサービスの提供、モニタリング及び評価を行ってください。当該計画には、運動器の機能向上を目的とした個別的な支援の方向性、短期目標、長期目標、期間、具体的なサービス提供内容及び所要時間等を個々の利用者の心身の状態等に応じて位置付けてください。なお、短期目標については、概ね1月毎にモニタリングを行うこととし、運動器機能向上計画の評価については、概ね3月毎とするが、状態が安定している利用者については、最大12月毎として差し支えありません。

定員超過利用に該当する場合の減算及び人員基準欠如に該当する場合の減算について

【厚生労働大臣が定める利用者等の数の基準及び看護職員等の員数の基準並びに通所介護費等の算定方法(平12告27) 23)】

利用 者等

- 23 厚生労働大臣が定める利用者の数の基準及び看護職員等の員数の基準並びに通所型サービス費の 算定方法
 - イ 第一号通所事業の月平均の利用者の数(指定事業者が指定通所介護事業者の指定を併せて受け、かつ、第一号通所事業及び指定通所介護の事業が同一の事業所において一体的に運営されている場合にあっては、第一号通所事業の利用者の数及び指定通所介護の利用者の数の合計数)が次の表の上欄に掲げる基準に該当する場合における通所型サービス費については、同表の下欄に掲げるところにより算定する。

| 厚生労働大臣が定める利用者 | 厚生労働大臣が定める通所型サービス費の算定方法 |
|---------------|--------------------------------|
| の数の基準 | |
| 施行規則第140条の63の | 介護保険法施行規則第140条の63の2第1項第一号に規定する |
| 5の規定に基づき市町村長に | 厚生老労働大臣が定める基準(令和3年厚生労働省告示第72号) |
| 提出した運営規程に定められ | 別表単位数表の所定単位数に100分の70を乗じて得た単位数を |
| ている利用定員を超えるこ | 用いて、同告示の例により算定する。 |
| と。 | |

口 指定相当通所型サービス事業所(介護保険法施行規則第140条の63の6第一号に規定する厚生 労働大臣が定める基準(令和6年厚生労働省告示第84号)第48条第1項に規定する指定相当通 所型サービス事業所をいう。)の看護職員又は介護職員の員数が次の表の上欄に掲げる員数の基準 に該当する場合における通所型サービス費については、同表の下欄に掲げるところにより算定する。

| 厚生労働大臣が定める看護職 | 厚生労働大臣が定める通所型サービス費の算定方法 |
|---------------|--------------------------------|
| 員又は介護職員の員数の基準 | |
| 介護保険法施行規則等の一部 | 介護保険法施行規則第140条の63の2第1項第一号に規定する |
| を改正する省令(平成27年 | 厚生労働大臣が定める基準別単位数表の所定単位数に100分の7 |
| 厚生労働省令第4号)第5条 | 0 を乗じて得た単位数を用いて、同告示の例により算定する。 |
| の規定による改正前の指定介 | |
| 護予防サービス基準第97条 | |
| に定める員数を置いていない | |

こと。

利用者が事業対象者であった場合の算定について

【通所型サービス費 注2】

基準

利用者が事業対象者(介護保険法施行規則第140条の62の4第二号に定める者をいう。以下同じ。)であって、介護予防サービス計画において、1週に1回程度の指定相当通所型サービスが必要とされた場合についてはイ(1)又はロ(1)に掲げる所定単位数を、1週に2回程度又は2回を超える程度の指定相当通所型サービスが必要とされた場合についてはイ(2)又はロ(2)に掲げる所定単位数を、それぞれ算定する。

指定相当通所型サービス費の限度について

【通所型サービス費 注3】

基準

 μ (1) については、1月につき4回、 μ (2) については、1月に8回を限度として、所定単位数を算定する。

高齢者虐待防止措置未実施減算について

【通所型サービス費 注4】

基準

別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、高齢者虐待防止措置未実施減算として、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算する。

【厚生労働大臣が定める基準 131の3】

大臣 基準

指定相当訪問型サービス等基準61条おいて準用する同基準第36条に規定する基準に適合していること。

【留意事項通知 第3の3(2)】

留意 事項

訪問介護と同様であるので、老企第36号第2の2の(10)を参照されたい。

高齢者虐待防止措置未実施減算については、事業所において高齢者虐待が発生した場合ではなく、指定居宅サービス基準第37条の2(指定居宅サービス等基準第39条の3において準用する場合を含む。)に規定する措置を講じていない場合に、利用者全員について所定単位数から減算することとなる。

具体的には、高齢者虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催していない、高齢者虐待防止のための指針を整備していない、高齢者虐待防止のための年1回以上の研修を実施していない又は高齢者虐待防止措置を適正に実施するための担当者を置いていない事実が生じた場合、速やかに改善計画を市町村長に提出した後、事実が生じた月から3月後に改善計画に基づく改善状況を市町村長に報告することとし、事実が生じた月の翌月から改善が認められた月までの間について、利用者全員について所定単位数から減算することとする。

★☆★ポイント★☆★

事実が生じた月とは、運営指導等により虐待の発生又はその再発を防止するための措置(指定地域密着型サービス基準第3条の38の2第一号から第四号)のうち、いずれか1つでも当該措置が講じられていない事実が確認された月の事を指します。

業務継続計画未策定減算について

【通所型サービス費 注5】

基準

別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、業務継続計画未策定減算として、所定単位数の1 00分の1に相当する単位数を所定単位数から減算する。

※経過措置 令和7年3月31日までは、感染症の予防及びまん延の防止のための指針の整備及び非常災害に関する具体的計画の策定を行っている場合には、減算を適用しない。

【厚生労働大臣が定める基準 131の4】

大臣 基準

指定相当訪問型サービス等基準61条おいて準用する同基準第26条に規定する基準に適合していること。

【留意事項通知 第3の3(3)】

留意 事項

通所介護と同様であるので、老企第36号第2の2の(3)を参照されたい。

業務継続計画未策定減算については、指定居宅サービス等基準第105条又は第105条の3において 準用する第30条の2第1項に規定する基準を満たさない事実が生じた場合に、その翌月(基準を満たさ ない事実が生じた日が月の初日である場合は当該月)から基準に満たない状況が解消されるに至った月ま で、当該事業所の利用者全員について、所定単位数から減算することとする。

なお、経過措置として、令和7年3月31日までの間、感染症の予防及びまん延の防止のための指針及び非常災害に関する具体的計画を策定している場合には、当該減算は適用しないが、義務となっていることを踏まえ、速やかに作成すること。

★☆★ポイント★☆★

「・・・・基準を満たさない事実が生じた場合に、その翌月から・・・」とは、高齢者虐待防止措置未実施減算とは異なり、運営指導等で業務継続計画が策定されていない事実が確認された月ではなく、基準を満たさない事実が生じた時点(令和6年4月1日又は令和7年4月1日)まで遡及して適用されますので留意してください。

中山間地域利用者への加算

【通所型サービス費 注6】※区分支給限度基準額の算定対象外

基準

通所型サービス従業者(指定相当訪問型サービス等基準第48条第1項に規定する通所型サービス従業者をいう。)が、別に厚生労働大臣が定める地域に居住している利用者に対して、通常の事業の実施地域を越えて、指定相当通所型サービスを行った場合は、1日につき所定単位数の100分の5に相当する単位数を所定単位数に加算する。

【厚生労働大臣が定める地域 二】

大臣 地域

厚生労働大臣が定める中山間地域等の地域(平成21年3月13日厚生労働省告示第83号)を参照。

併算定不可のサービスについて

【通所型サービス費 注7】

基準

利用者が介護予防短期入所生活介護、介護予防短期入所療養介護若しくは介護予防特定施設入居者生活 介護又は介護予防小規模多機能型居宅介護若しくは介護予防認知症対応型共同生活介護を受けている間 は、通所型サービス費は、算定しない。

【通所型サービス費 注8】

基準

イについて、利用者が一の指定相当通所型サービス事業所において指定相当通所型サービスを受けている間は、当該指定相当通所型サービス事業所以外の指定相当通所型サービス事業所が指定相当通所型サービスを行った場合に、通所型サービス費は、算定しない。

指定相当通所型サービス事業所と同一建物に居住する利用者又は同一建物から通う利用者に対し指定相当通所 型サービスを行う場合について

【通所型サービス費 注9】※区分支給限度基準額の算定の際は当該減算前の所定単位数を算入する

基準

指定相当通所型サービス事業所と同一建物に居住する者又は指定相当通所型サービス事業所と同一建物から当該指定相当通所型サービス事業所に通う者に対し、指定相当通所型サービスを行った場合は、次に掲げる区分に応じ、次に掲げる単位数を所定単位数から減算する。ただし、傷病により一時的に送迎が必要であると認められる利用者その他やむを得ない事情により送迎が必要であると認められる利用者に対して送迎を行った場合は、この限りでない。

- (1) イ(1) を算定している場合(1月につき) 376単位
- (2) イ(2) を算定している場合(1月につき) 752単位
- (3) 口を算定している場合 (1回につき) 94単位

【留意事項通知 第3の3(4)】

留意 事項

①同一建物の定義

通所介護と同様であるので、老企第36号第2の7の(22)①を参照されたい。

②なお、傷病により一時的に送迎が必要であると認められる利用者その他やむを得ない事情により送 迎が必要と認められる利用者に対して1月を通じて当該サービスを提供する日ごとに送迎を行った 場合は、例外的に減算対象とならない。この場合の具体的な例及び記録等については、通所介護と同様であるので老企第36号第2の7の(22)②を参照されたい。

送迎を行わない場合の減算について

【通所型サービス費 注10】

基準

利用者に対して、その居宅と指定相当通所型サービス事業所との間の送迎を行わない場合は、片道につき47単位(イ(1)を算定している場合は1月につき376単位を、イ(2)を算定している場合は1月につき752単位を限度とする。)を所定単位数から減算する。ただし、注9を算定している場合は、この限りでない。

【留意事項通知 第3の3(5)】

留意 事項

利用者が自ら指定相当通所型サービス事業所に通う場合、利用者の家族等が指定相当通所型サービス事業所への送迎を行う場合など、当該指定相当通所型サービス事業所の従業者が利用者の居宅と指定相当通所型サービス事業所との間の送迎を実施していない場合は、片道につき減算の対象となる。

ただし、注9の減算の対象となっている場合には、当該減算において送迎コストにかかる評価を既に行っていることから、本減算の対象とはならない。なお、送迎は、外部委託を行うことが可能であり、この場合、送迎を行わない場合の減算の適用はなく、委託費の額は送迎を行わない場合の減算の額を踏まえて、指定相当通所型サービス事業者と委託先との間の契約に基づき決定するものであること。

この他、総合事業の実施主体としての市町村が、地域全体で高齢者の移動手段を確保するという視点に立ち、指定相当通所型サービス事業所の利用者の送迎を、地域の交通事業者等(社会福祉協議会、NPO法人、農業協同組合、労働者協同組合、法人格を有する地域運営組織等を含む。)による通所型サービス・

活動Aとして委託することや、地域住民の互助活動による訪問型サービス・活動B及びD並びに一般介護予防事業として補助することにより、指定相当通所型サービス事業者以外の者に担わせることも想定されるが、この場合は、指定相当通所型サービス事業者が送迎を実施していないため、当然に本減算が適用される。なお、市町村が、送迎を指定相当通所型サービス事業者以外の者に担わせる場合は、安全管理体制の確保に努めるとともに、事故発生時の対応等について適切に定めておくこと。

生活機能向上グループ活動加算の取扱いについて

【通所型サービス費 ハ】

基準 生活機能向上グループ活動加算 100単位

- 注 次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市町村長に対し、老健局長が定める様式による届出を行い、かつ、利用者の生活機能の向上を目的として共通の課題を有する複数の利用者からなるグループに対して実施される日常生活上の支援のための活動(以下「生活機能向上グループ活動サービス」という。)を行った場合は、1月につき所定単位数を加算する。ただし、この場合において、同月中に利用者に対し、栄養改善加算、口腔機能向上加算又は一体的サービス提供加算のいずれかを算定している場合は、算定しない。
 - イ 生活相談員、看護職員、介護職員、機能訓練指導員(理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師の資格を有する機能訓練指導員を配置した事業所で6月以上勤務し、機能訓練指導に従事した経験を有するはり師又はきゅう師を含む。)その他通所型サービス従業者が共同して、利用者ごとに生活機能の向上の目標を設定した通所型サービス計画(指定相当訪問型サービス等基準第63条第2号に規定する通所型サービス計画をいう。以下同じ。)を作成していること。
 - ロ 通所型サービス計画の作成及び実施において利用者の生活機能の向上に資するよう複数の種類 の生活機能向上グループ活動サービスの項目を準備し、その項目の選択に当たっては、利用者の 生活意欲が増進されるよう利用者を援助し、利用者の心身の状況に応じた生活機能向上グルー プ活動サービスが適切に提供されていること。
 - ハ 利用者に対し、生活機能向上グループ活動サービスを1週につき1回以上行っていること。

【留意事項通知 第3の3(6)】

留意 事項

生活機能向上グループ活動加算は、自立した日常生活を営むための共通の課題を有する利用者に対し、 生活機能の向上を目的とした活動をグループで行った場合に算定できる。また、集団的に行われるレク リエーションや創作活動等の機能訓練を実施した場合には算定できないこと。なお、当該加算を算定す る場合は、次の①から③までを満たすことが必要である。

- ①生活機能向上グループ活動の準備
 - ア 利用者自らが日常生活上の課題に応じて活動を選択できるよう、次に掲げる活動項目を参考に、 日常生活に直結した活動項目を複数準備し、時間割を組むこと。

(活動項目の例)

家事関連活動

衣:洗濯機・アイロン・ミシン等の操作、衣服の手入れ(ボタンつけ等)等

食:献立作り、買い出し、調理家電(電子レンジ、クッキングヒーター、電気ポット等)・調理器 具(包丁、キッチン鋏、皮むき器等)の操作、調理(炊飯、総菜、行事食等)、パン作り等 住:日曜大工、掃除道具(掃除機、モップ等)の操作、ガーデニング等

通信・記録関連活動

機器操作(携帯電話操作、パソコン操作等)、記録作成(家計簿、日記、健康ノート等) イ 一のグループの人数は6人以下とすること。

②利用者ごとの日常生活上の課題の把握と達成目標の設定

介護職員、生活相談員、看護職員、機能訓練指導員(理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師及びこれらの資格を有する機能訓練指導員を配置した事業所で6月以上機能訓練指導に従事した経験を有するはり師、きゅう師を含む。)、その他の職種の者(以下「介護職員等」という。)が生活機能向上グループ活動サービスを行うに当たっては、次のアから工までに掲げる手順により行うものとする。なお、アから工までの手順により得られた結果は、通所型サービス計画に記録すること。

- ア 当該利用者が、(一)要支援状態等に至った理由と経緯、(二)要支援状態等となる直前の日常生活の自立の程度と家庭内での役割の内容、(三)要支援状態等となった後に自立してできなくなったこと若しくは支障を感じるようになったこと、(四)現在の居宅における家事遂行の状況と家庭内での役割の内容、(五)近隣との交流の状況等について把握すること。把握に当たっては、当該利用者から聞き取るほか、家族や地域包括支援センター等から必要な情報を得るよう努めること。
- イ アについて把握した上で、具体的な日常生活上の課題及び到達目標を当該利用者と共に設定すること。到達目標は、おおむね3月程度で達成可能な目標とし、さらに段階的に目標を達成するためにおおむね1月程度で達成可能な目標(以下「短期目標」という。)を設定すること。到達目標及び短期目標については、当該利用者のケアプラン等と整合性のとれた内容とすること。
- ウ 介護職員等は、当該利用者の同意を得た上で到達目標を達成するために適切な活動項目を選定すること。当該利用者の活動項目の選定に当たっては、生活意欲を引き出すなど、当該利用者が主体的に参加できるよう支援すること。
- エ 生活機能向上グループ活動の(一) 実施時間は、利用者の状態や活動の内容を踏まえた適切な時間とし、(二) 実施頻度は1週につき1回以上行うこととし、(三) 実施期間はおおむね3月以内とする。介護職員等は、(一)から(三)までについて、当該利用者に説明し、同意を得ること。
- ③生活機能向上グループ活動の実施方法
 - ア 介護職員等は、予め生活機能向上グループ活動に係る計画を作成し、当該活動項目の具体的な内容、進め方及び実施上の留意点等を明らかにしておくこと。
 - イ 生活機能向上グループ活動は、一のグループごとに、当該生活機能向上グループ活動の実施時間 を通じて1人以上の介護職員等を配置することとし、同じグループに属する利用者が相互に協力 しながら、それぞれが有する能力を発揮できるよう適切な支援を行うこと。
 - ウ 介護職員等は、当該サービスを実施した日ごとに、実施時間、実施内容、参加した利用者の人数 及び氏名等を記録すること。

- エ 利用者の短期目標に応じて、おおむね1月ごとに、利用者の当該短期目標の達成度と生活機能向上グループ活動における当該利用者の客観的な状況についてモニタリングを行うとともに、必要に応じて、生活機能向上グループ活動に係る計画の修正を行うこと。
- オ 実施期間終了後、到達目標の達成状況及び②のアの巨から国までの状況等について確認すること。 その結果、当該到達目標を達成している場合には、当該利用者に対する当該生活機能向上グルー プ活動を終了し、当該利用者を担当する地域包括支援センター等に報告すること。また、当該到 達目標を達成していない場合には、達成できなかった理由を明らかにするとともに、当該サービ スの継続の必要性について当該利用者及び地域包括支援センター等と検討すること。その上で、 当該サービスを継続する場合は、適切に実施方法及び実施内容等を見直すこと。

若年性認知症利用者受入加算の取扱いについて

【通所型サービス費 二】

基準 若年性認知症利用者受入加算 240単位

注 受け入れた若年性認知症利用者(介護保険法施行令(平成10年政令第412号)第2条第6号に規定する初老期における認知症によって要支援者となったものをいう。以下同じ。)ごとに個別の担当者を定めているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市町村長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定相当通所型サービス事業所において、若年性認知症利用者に対して指定相当通所型サービスを行った場合は、1月につき所定単位数を加算する。

【留意事項通知 第3の3(7)】

留意 事項 通所介護と同様であるので、老企第36号第2の7の(16)を参照されたい。

栄養アセスメント加算について

【通所型サービス費 ホ】

基準 │ 栄養アセスメント加算 50単位

- 注 次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市町村長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定相当通所型サービス事業所において、利用者に対して、管理栄養士が介護職員等と共同して栄養アセスメント(利用者ごとの低栄養状態のリスク及び解決すべき課題を把握することをいう。以下この注において同じ。)を行った場合は、1月につき所定単位数を加算する。ただし、当該利用者が栄養改善加算又は一体的サービス提供加算の算定に係る栄養改善サービスを受けている間及び当該栄養改善サービスが終了した日の属する月は、算定しない。
 - イ 当該事業所の従業者として又は外部との連携により管理栄養士を1名以上配置していること。
 - ロ 利用者ごとに、管理栄養士、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者(への注において「管理栄養士等」という。)が共同して栄養アセスメントを実施し、当該利用者又はその家族に対してその結果を説明し、相談等に必要に応じ対応すること。
 - ハ 利用者ごとの栄養状態等の情報を厚生労働省に提出し、栄養管理の実施に当たって、当該情報その他栄養管理の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用していること。
 - ニ 利用者の数又は看護職員若しくは介護職員の員数が別に厚生労働大臣が定める基準のいずれに も該当しない指定相当通所型サービス事業所であること。

【厚生労働大臣が定める基準(平成12告27)】 大臣 定員超過利用・人員基準欠如に該当していないこと。 基準 【留意事項通知第3の3(8)】 留意 通所介護と同様であるので、老企第36号第2の7の(17)を参照されたい。

栄養改善加算の取扱いについて

事項

【通所型サービス費 へ】

基準 │ 栄養改善加算 200単位

- 注 次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市町村長に対し、老健局長が定める様式による届出を行い、かつ、低栄養状態にある利用者又はそのおそれのある利用者に対して、当該利用者の低栄養状態の改善等を目的として、個別的に実施される栄養食事相談等の栄養管理であって、利用者の心身の状態の維持又は向上に資すると認められるもの(以下「栄養改善サービス」という。)を行った場合は、1月につき所定単位数を加算する。
 - イ 当該事業所の従業者として又は外部との連携により管理栄養士を1名以上配置していること。
 - ロ 利用者の栄養状態を利用開始時に把握し、管理栄養士等が共同して、利用者ごとの摂食・嚥下機 能及び食形態にも配慮した栄養ケア計画を作成していること。
 - ハ 利用者ごとの栄養ケア計画に従い、必要に応じて当該利用者の居宅を訪問し、管理栄養士等が栄養改善サービスを行っているとともに、利用者の栄養状態を定期的に記録していること。
 - ニ 利用者ごとの栄養ケア計画の進捗状況を定期的に評価していること。
 - ホ 利用者の数又は看護職員若しくは介護職員の員数が別に厚生労働大臣が定める基準のいずれに も該当しない指定相当通所型サービス事業所であること。

【厚生労働大臣が定める基準(平成12告27)】

大臣 定員超過利用・人員基準欠如に該当していないこと。 **基準**

【留意事項通知第3の3(9)】

留意 事項

通所介護における栄養改善加算と基本的に同様であるので、老企第36号第2の7の(18)を参照されたい。ただし、指定相当通所型サービスにおいて栄養改善サービスを提供する目的は、当該サービスを通じて要支援者等ができる限り要介護状態等にならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援することであることに留意すること。

なお、要支援者等に対する当該サービスの実施に当たっては、栄養ケア計画に定める栄養改善サービスをおおむね3月実施した時点で栄養状態の改善状況について評価を行い、その結果を当該要支援者等に係る地域包括支援センター等に報告するとともに、栄養状態に係る課題が解決され当該サービスを継続する必要性が認められない場合は、当該サービスを終了するものとする。

口腔機能向上加算について

【通所型サービス費 ト】

基準

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市町村長に対し、老健局長が定める様式による届出を行い、かつ、口腔機能が低下している利用者又はそのおそれのある利用者に対して、当該利用者の口腔機能の向上を目的として、個別的に実施

される口腔清掃の指導若しくは実施又は摂食・嚥下機能に関する訓練の指導若しくは実施であって、利用者の心身の状態の維持又は向上に資すると認められるもの(以下この注及びチにおいて「口腔機能向上サービス」という。)を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1月につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

イ 口腔機能向上加算(I) 150単位

口 口腔機能向上加算(Ⅱ) 160単位

【厚生労働大臣が定める基準 大臣基準告示132】

大臣 基準

- イ 口腔機能向上加算(I)次のいずれにも適合すること。
- (1) 言語聴覚士、歯科衛生士又は看護職員を1名以上配置していること。
- (2)利用者の口腔機能を利用開始時に把握し、言語聴覚士、歯科衛生士、看護職員、介護職員、生活 相談員その他の職種の者が共同して、利用者ごとの口腔機能改善管理指導計画を作成しているこ と
- (3)利用者ごとの口腔機能改善管理指導計画書に従い言語聴覚士、歯科衛生士又は看護職員が口腔機能向上サービスを行っているとともに、利用者の口腔機能を定期的に記録しているこ
- (4) 利用者ごとの口腔機能改善管理指導計画の進捗状況を定期的に評価していること。
- (5) 定員超過利用・人員基準欠如に該当しないこと。
- ロ 口腔機能向上加算(Ⅱ) 次のいずれにも適合すること。
- (1) イ(1) から(5) までに掲げる基準のいずれにも適合すること。
- (2)利用者ごとの口腔機能改善管理指導計画等の内容等の情報を厚生労働省に提出し、口腔機能向上 サービスの実施に当たって、当該情報その他口腔衛生の管理の適切かつ有効な実施のために必要 な情報を活用していること。

【留意事項通知第3の3(10)】

留意 事項

通所介護における口腔機能向上加算と基本的に同様であるので、老企第36号第2の7の(20)を参照されたい。ただし、指定相当通所型サービスにおいて口腔機能向上サービスを提供する目的は、当該サービスを通じて要支援者等ができる限り要介護状態等にならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援することであることに留意すること。なお、要支援者等に対する当該サービスの実施に当たっては、口腔機能改善管理指導計画に定める口腔機能向上サービスをおおむね3月実施した時点で口腔機能の状態の評価を行い、その結果を当該要支援者に係る地域包括支援センター等に報告するとともに、口腔機能向上に係る課題が解決され当該サービスを継続する必要性が認められない場合は、当該サービスを終了するものとする。

一体的サービス提供加算の取扱いについて

【通所型サービス費 チ】

基準

- 一体的サービス提供加算 480単位
- 注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市町村長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定相当通所型サービス事業所が、利用者に対し、栄養改善サービス及び口腔機能向上サービスをいずれも実施した場合に、1月につき所定単位数を加算する。ただし、ヘ又はトを算定している場合は、算定しない。

【厚生労働大臣が定める基準 大臣基準告示133】

大臣 基準

- イ 通所型サービス費のへの注に掲げる基準及びトの注に掲げる別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市町村長に届け出て栄養改善サービス及び口腔機能向上サービスを実施していること。
- ロ 利用者が通所型サービスの提供を受けた日において、当該利用者に対し、栄養改善サービス又は口 腔機能向上サービスのうちいずれかのサービスを行う日を、1月につき2回以上設けていること。

【留意事項通知第3の3(11)】

留意 事項

当該加算は、運動器機能向上サービスに加えて、栄養改善サービス及び口腔機能向上サービスを一体的に実施することにより、要支援者等の心身機能の改善効果を高め、介護予防に資するサービスを効果的に提供することを目的とするものである。なお、算定に当たっては以下に留意すること。

- ①「栄養アセスメント加算の取扱いについて」及び「栄養改善加算の取扱いについて」に掲げる各選択 的サービスの取扱いに従い適切に実施していること。
- ②運動器機能向上サービスに加えて、栄養改善サービス及び口腔機能向上サービスを一体的に実施するに当たって、各選択的サービスを担当する専門の職種が相互に連携を図り、より効果的なサービスの提供方法等について検討すること。

サービス提供体制強化加算の取扱いについて

【通所型サービス費 リ】※区分支給限度基準額の算定対象外

- 注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市町村長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定相当通所型サービス事業所が利用者に対し指定相当通所型サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、利用者の区分に応じて1月につき次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。
 - (1) サービス提供体制強化加算(I)
 - (一) 事業対象者・要支援1 88単位
 - (二) 事業対象者・要支援2 176単位
 - (2) サービス提供体制強化加算(Ⅱ)
 - (一) 事業対象者・要支援1 72単位
 - (二) 事業対象者・要支援2 144単位
 - (3) サービス提供体制強化加算(Ⅲ)
 - (一)事業対象者・要支援124単位
 - (二)事業対象者・要支援2 48単位

【厚生労働大臣が定める基準 大臣基準告示135】

大臣 基準

- イ サービス提供体制強化加算(I) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。
 - (1) 次のいずれかに適合すること。
 - (一) 通所型サービス事業所の介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が100分の7 0以上であること。
 - (二) 通所型サービス事業所の介護職員の総数のうち、勤続年数10年以上の介護福祉士の占める割合が100分の25以上であること。

- (2) 定員超過利用又は人員基準欠如に該当しないこと。
- ロ サービス提供体制強化加算(Ⅱ) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。
 - (1) 通所型サービス事業所の介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が100分の50以上であること。
 - (2) 定員超過利用又は人員基準欠如に該当しないこと。
- ハ サービス提供体制強化加算(Ⅲ) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。
 - (1) 次のいずれかに適合すること。
 - (一) 通所型サービス事業所の介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が100分の4 0以上であること。
 - (二) 通所型サービスを利用者に直接提供する職員の総数のうち、勤続年数7年以上の者の占める割合が100分の30以上であること。
 - (2) 定員超過利用又は人員基準欠如に該当しないこと。

【留意事項通知第3の3(12)】

留意 事項

通所介護と同様であるので、老企第36号第2の7の(26)を参照されたい。

生活機能向上連携加算について

【通所型サービス費 ヌ】

基準

- 注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市町村長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定相当通所型サービス事業所において、外部との連携により、利用者の身体の状況等の評価を行い、かつ、個別機能訓練計画を作成した場合には、当該基準に掲げる区分に従い、イについては、利用者の急性増悪等により当該個別機能訓練計画を見直した場合を除き3月に1回を限度として、1月につき、ロについては1月につき、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。
 - イ 生活機能向上連携加算(I) 100単位
 - 口 生活機能向上連携加算(Ⅱ) 200単位

【厚生労働大臣が定める基準 大臣基準告示15の2】

大臣 基準

- イ 生活機能向上連携加算(I) 次のいずれにも適合すること。
- (1) 指定介護予防訪問リハビリテーション事業所、指定介護予防訪問リハビリテーション事業所又は リハビリテーションを実施している医療提供施設(病院にあっては、許可病床数が200床未満 のもの又は当該病院を中心とした半径4キロメートル以内に診療所が存在しないものに限る。以 下同じ。)の理学療法士、作業療法士、言語聴覚士又は医師(以下「理学療法士等」)の助言に 基づき、当該通所型サービス事業所の機能訓練指導員等 [機能訓練指導員、看護職員、介護職員、 生活相談員その他の職種の者]が共同して利用者の身体状況等の評価及び個別機能訓練計画の作 成を行っていること。
- (2)個別機能訓練計画に基づき、利用者の身体機能又は生活機能の向上を目的とする機能訓練の項目 を準備し、機能訓練指導員等が利用者の心身の状況に応じた機能訓練を適切に提供しているこ と。

- (3) (1) の評価に基づき、個別機能訓練計画の進捗状況等を3月ごとに1回以上評価し、利用者又はその家族に対し、機能訓練の内容と個別機能訓練計画の進捗状況等を説明し、必要に応じて訓練内容の見直し等を行っていること。
- ロ 生活機能向上連携加算(Ⅱ) 次のいずれにも適合すること。
- (1)指定介護予防訪問リハビリテーション事業所、指定介護予防通所リハビリテーション事業所又は リハビリテーションを実施している医療提供施設の理学療法士等が、当該通所型サービス事業所 を訪問し、当該事業所の機能訓練指導員等が共同して利用者の身体状況等の評価及び個別機能訓 練計画の作成を行っていること。
- (2)個別機能訓練計画に基づき、利用者の身体機能又は生活機能の向上を目的とする機能訓練の項目 を準備し、機能訓練指導員等が利用者の心身の状況に応じた機能訓練を適切に提供しているこ と。
- (3) (1) の評価に基づき、個別機能訓練計画の進捗状況等を3月ごとに1回以上評価し、利用者又はその家族に対し、機能訓練の内容と個別機能訓練計画の進捗状況等を説明し、必要に応じて訓練内容の見直し等を行っていること。

口腔・栄養スクリーニング加算の取扱いについて

【通所型サービス費 ル】

基準

- 注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する通所型サービス従業者が、利用開始時及び利用中6月ごとに利用者の口腔の健康状態のスクリーニング又は栄養状態のスクリーニングを行った場合に、次に掲げる区分に応じ、1回につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定せず、当該利用者について、当該事業所以外で既に口腔・栄養スクリーニング加算を算定している場合にあっては算定しない。
 - (1) 口腔・栄養スクリーニング加算(I) 20単位
 - (2) 口腔・栄養スクリーニング加算 (Ⅱ) 5単位

【厚生労働大臣が定める基準 大臣基準告示132の2】

- イ 口腔・栄養スクリーニング加算 (I) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。
- (1)利用開始時く及うび利用中6月ごとに利用者の口腔の健康状態について確認を行い、当該利用者 の口腔の健康状態に関する情報(当該利用者の口腔の健康状態が低下しているおそれのある場合 にあっては、その改善に必要な情報を含む。)を当該利用者を担当する介護支援専門員に提供し ていること。
- (2)利用開始時及び利用中6月ごとに利用者の栄養状態について確認を行い、当該利用者の栄養状態 に関する情報(当該利用者が低栄養状態の場合にあっては、低栄養状態の改善に必要な情報を含 む。)を当該利用者を担当する介護支援専門員に提供していること。
- (3) 通所介護費等算定方法第一号、第六号、第十一号及び第二十号に規定する基準のいずれにも該当しないこと。
- (4) 算定日が属する月が、次に掲げる基準のいずれにも該当しないこと。
 - (一) 栄養アセスメント加算を算定している間である又は当該利用者が栄養改善加算の算定に係る 栄養改善サービスを受けている間である若しくは当該栄養改善サービスが終了した日の属す

る月(栄養状態のスクリーニングを行った結果、栄養改善サービスが必要であると判断さくれ う、栄養改善サービスが開始されたくう日の属する月を除く。)であること。

- (二) 当該利用者が口腔機能向上加算の算定に係る口腔機能向上サービスを受けている間である又は当該口腔機能向上サービスが終了した日の属する月(口腔の健康状態のスクリーニングを行った結果、口腔機能向上サービスが必要であると判断され、口腔機能向上サービスが開始された日の属する月を除く。)であること。
- (5)他の介護サービスの事業所において、当該利用者について、口腔連携強化加算を算定していないと。
- ロ 口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅱ) 次に掲げる基準のいずれかに適合すること。
- (1) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。
 - (一) イ(1) 及び(3) に掲げる基準に適合すること。
 - (二) 算定日が属する月が、栄養アセスメント加算を算定している間である又は当該利用者が栄養改善加算の算定に係る栄養改善サービスを受けている間である若しくは当該栄養改善サービスが終了した日の属する月(栄養状態のスクリーニングを行った結果、栄養改善サービスが必要であると判断され、栄養改善サービスが開始された日の属する月を除く。) であること。
 - (三)算定日が属する月が、当該利用者が口腔機能向上加算の算定に係る口腔機能向上サービスを受けている間及び当該口腔機能向上サービスが終了した日の属する月ではないこと。
- (2) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。
 - (一) イ(2) 及び(3) に掲げる基準に適合すること。
 - (二) 算定日が属する月が、栄養アセスメント加算を算定していない、かつ、当該利用者が栄養改善加算の算定に係る栄養改善サービスを受けている間又は当該栄養改善サービスが終了した日の属する月ではないこと。
 - (三)算定日が属する月が、当該利用者が口腔機能向上加算の算定に係る口腔機能向上サービスを受けている間及び当該口腔機能向上サービスが終了した日の属する月(口腔の健康状態のスクリーニングを行った結果、口腔機能向上サービスが必要であると判断され、口腔機能向上サービスが開始された日の属する月を除く。)であること。
 - (四)他の介護サービスの事業所において、当該利用者について、口腔連携強化加算を算定していないこと。

【留意事項通知第3の3(13)】

留意 事項

通所介護と基本的に同様であるので、老企第36号第2の7の(19)を参照されたい。

科学的介護推進体制加算について

【通所型サービス費 ヲ】

基準 科学的介護推進体制加算 40単位

注 次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市 町村長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定相当通所型サービス事業所が、利用者 に対し指定相当通所型サービスを行った場合は、1月につき所定単位数を加算する。

- イ 利用者ごとのADL値(ADLの評価に基づき測定した値をいう。)、栄養状態、口腔機能、認知症(法第5条の2第1項に規定する認知症をいう。)の状況その他の入所者の心身の状況等に係る基本的な情報を、厚生労働省に提出していること。
- ロ 必要に応じて通所型サービス計画を見直すなど、指定相当通所型サービスの提供に当たって、イ に規定する情報その他指定相当通所型サービスを適切かつ有効に提供するために必要な情報を 活用していること。

【留意事項通知第3の3(14)】

留意 事項

通所介護と同様であるので、老企第36号第2の7の(21)を参照されたい。

介護職員等処遇改善加算について(令和6年6月1日から)

【通所型サービス費 ワ】※区分支給限度基準額の算定対象外

基準 (注1)

別に厚生労働大臣が定める基準に適合する介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市町村長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定相当通所型サービス事業所が、利用者に対し、指定相当通所型サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(1)介護職員等処遇改善加算(I)

イからヲまでにより算定した単位数の1000分の92に相当する単位数

(2)介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)

イからヲまでにより算定した単位数の1000分の90に相当する単位数

(3)介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)

イからヲまでにより算定した単位数の1000分の80に相当する単位数

(4)介護職員等処遇改善加算(IV)

イからヲまでにより算定した単位数の1000分の64に相当する単位数

(注2)

一令和7年3月31日までの間、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市町村長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定相当通所型サービス事業所(注1の加算を

算定しているものを除く。)が、利用者に対し、指定相当通所型サービスを行った場合は、当該基準 に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。

ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (1) 介護職員等処遇改善加算 (V) (1)
 - 一イからヲまでにより算定した単位数の1000分の81に相当する単位数
- (2) 介護職員等処遇改善加算(V)(2)
 - イからヲまでにより算定した単位数の1000分の76に相当する単位数
- (3) 介護職員等処遇改善加算(V) (3)

イからヲまでにより算定した単位数の1000分の79に相当する単位数

(4) 介護職員等処遇改善加算(V) (4)

イからヲまでにより算定した単位数の100分の74に相当する単位数

(5) 介護職員等処遇改善加算(V) (5)

イからヲまでにより算定した単位数の1000分の65に相当する単位数

(6) 介護職員等処遇改善加算(V)(6)

イからヲまでにより算定した単位数の100分の63に相当する単位数

(7)介護職員等処遇改善加算(V)(7)—

イからヲまでにより算定した単位数の1000分の56に相当する単位数

(8) 介護職員等処遇改善加算(V) (8)

イからヲまでにより算定した単位数の1000分の69に相当する単位数

(9) 介護職員等処遇改善加算(V) (9)

イからヲまでにより算定した単位数の1000分の54に相当する単位数

(10) 介護職員等処遇改善加算 (V) (10)

イからヲまでにより算定した単位数の1000分の45に相当する単位数

(11) 介護職員等処遇改善加算(V) (11)

イからヲまでにより算定した単位数の1000分の53に相当する単位数

(12) 介護職員等処遇改善加算 (V) (12)

イからヲまでにより算定した単位数の1000分の43に相当する単位数

(13) 介護職員等処遇改善加算(V) (13)

イからヲまでにより算定した単位数の1000分の44に相当する単位数

(14) 介護職員等処遇改善加算 (V) (14)

イからヲまでにより算定した単位数の1000分の33に相当する単位数

【厚生労働大臣が定める基準 大臣基準告示136】

大臣 基準

第四十八号の規定を準用する。この場合において、同号ホ(1)中「指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成18年厚生労働省告示第126号)別表指定地域密着型サービス介護給付費単位数表(以下「旧指定地域密着型サービス介護給付費単位数表」という。)の定期巡回・随時対応型訪問介護看護費」とあるのは「介護保険法施行規則第140条の63の2第1項第一号に規定する厚生労働大臣が定める基準別表単位数表(以下「旧単位数表」という。)の通所型サービス費」と、同号へからソまで中「旧指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の定期巡回・随時対応型訪問介護看護費」とあるのは「旧単位数表の通所型サービス費」と読み替えるものとする。

厚生労働大臣が定める基準第48号より

四十八 定期巡回・随時対応型訪問介護看護費における介護職員等処遇改善加算の基準

イ 介護職員等処遇改善加算 (I) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

- (1)介護職員その他の職員の賃金改善について、次に掲げる基準のいずれにも適合し、かつ、賃金改善に要する費用の見込額が介護職員等処遇改善加算の算定見込額以上となる賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。
 - (一) 当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所が仮に介護職員等処遇改善加算(IV)を算定した場合に算定することが見込まれる額の二分の一以上を基本給又は決まって毎月支払われる手当に充てるものであること。
 - (二) 当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所において、経験・技能のある介護職員のうち一人は、賃金改善後の賃金の見込額が年額四百四十万円以上であること。ただし、介護職員等処遇改善加算の算定見込額が少額であることその他の理由により、当該賃金改善が困難である場合はこの限りでないこと。
- (2) 当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所において、(1)の賃金改善に関する計画、 当該計画に係る実施期間及び実施方法その他の当該事業所の職員の処遇改善の計画等を記載し た介護職員等処遇改善計画書を作成し、全ての職員に周知し、市町村長(特別区の区長を含む。 以下同じ。)に届け出ていること。
- (3)介護職員等処遇改善加算の算定額に相当する賃金改善を実施すること。ただし、経営の悪化等により事業の継続が困難な場合、当該事業の継続を図るために当該事業所の職員の賃金水準(本加算による賃金改善分を除く。)を見直すことはやむを得ないが、その内容について市町村長に届け出ること。
- (4)指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所において、事業年度ごとに当該事業所の職員の処 遇改善に関する実績を市町村長に報告すること。
- (5) 算定日が属する月の前十二月間において、労働基準法、労働者災害補償保険法、最低賃金法、労働安全衛生法、雇用保険法その他の労働に関する法令に違反し、罰金以上の刑に処せられていないこと。
- (6) 当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所において、労働保険料の納付が適正に行われていること。
- (7)次に掲げる基準のいずれにも適合すること。
 - (一) 介護職員の任用の際における職責又は職務内容等の要件(介護職員の賃金に関するものを含む。) を定めていること。
 - (二) (一) の要件について書面をもって作成し、全ての介護職員に周知していること。
 - (三)介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。
 - (四) (三) について、全ての介護職員に周知していること。
 - (五)介護職員の経験若しくは資格等に応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期に昇給 を判定する仕組みを設けていること。
 - (六) (五) について書面をもって作成し、全ての介護職員に周知していること。
- (8) (2) の届出に係る計画の期間中に実施する職員の処遇改善の内容(賃金改善に関するものを除く。)及び当該職員の処遇改善に要する費用の見込額を全ての職員に周知していること。

- (9) (8) の処遇改善の内容等について、インターネットの利用その他の適切な方法により公表していること。
- (10) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護費におけるサービス提供体制強化加算 (I) 又は (II) のいずれかを届け出ていること。
- ロ 介護職員等処遇改善加算 (II) II) から (9) までに掲げる基準のいずれにも適合すること。
- ハ 介護職員等処遇改善加算(Ⅲ) イ(1)(一)及び(2)から(8)までに掲げる基準のいずれに も適合すること。
- ホ 介護職員等処遇改善加算 (V) (1) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。
 - (1) 令和6年5月31日において現に指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の 一部を改正する告示による改正前の指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する 基準(平成十八年厚生労働省告示第百二十六号)別表指定地域密着型サービス介護給付費単位数 表(以下「旧指定地域密着型サービス介護給付費単位数表」という。)の定期巡回・随時対応型 訪問介護看護費における介護職員処遇改善加算(I)及び介護職員等特定処遇改善加算(I)を 届け出ており、かつ、介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ていないこと。
- $\frac{(2)}{(2)}$ $\frac{1}{(1)}$ $\frac{(2)}{(2)}$ $\frac{1}{(2)}$ $\frac{1}{(2)}$ までに掲げる基準のいずれにも適合すること。
- → 介護職員等処遇改善加算(V)(2) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。
 - (1) 令和6年5月31日において現に旧指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の定期巡回・随時対応型訪問介護看護費における介護職員処遇改善加算(Ⅱ)、介護職員等特定処遇改善加算 (Ⅰ)及び介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ていること。
 - -(2) イ (1) (三) 、 (2) から (6) まで、 (7) (一) から (四) まで及び (8) から (10)

 までに掲げる基準のいずれにも適合すること。
- ト 介護職員等処遇改善加算 (V) (3) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。
 - (1) 令和6年5月31日において現に旧指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の定期巡回・随時対応型訪問介護看護費における介護職員処遇改善加算(I)及び介護職員等特定処遇改善加算 (Ⅱ) を届け出ており、かつ、介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ていないこと。
 - -(2) +(1) (二) 及び (2) から (9) までに掲げる基準のいずれにも適合すること。
- チ 介護職員等処遇改善加算 (V) (4) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。
 - (1) 令和6年5月31日において現に旧指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の定期巡回・随時対応型訪問介護看護費における介護職員処遇改善加算(II)、介護職員等特定処遇改善加算(II)及び介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ていること。
 - -(2) イ(1) (二)、(2) から(6) まで、(7) (一) から(四) まで、(8) 及び(9) に掲げる基準のいずれにも適合すること。
- リー介護職員等処遇改善加算 (V) (5) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。
 - (1) 令和6年5月31日において現に旧指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の定期巡回・随時対応型訪問介護看護費における介護職員処遇改善加算(Ⅱ)及び介護職員等特定処遇改善加算 (Ⅰ) を届け出ており、かつ、介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ていないこと。

- -(2) イ (1) (二) 、 (2) から (6) まで、 (7) (一) から (四) まで及び (8) から (10) までに掲げる基準のいずれにも適合すること。
- ヌ 介護職員等処遇改善加算 (V) (6) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。
 - (1) 令和6年5月31日において現に旧指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の定期巡回・随時対応型訪問介護看護費における介護職員処遇改善加算(Ⅱ)及び介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)を届け出ており、かつ、介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ていないこと。
- (2) イ (1) (二) 、 (2) から (6) まで、 (7) (一) から (四) まで、 (8) 及び (9) に掲 げる基準のいずれにも適合すること。
- ル 介護職員等処遇改善加算 (V) (7) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。
 - (1) 令和6年5月31日において現に旧指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の定期巡回・随時対応型訪問介護看護費における介護職員処遇改善加算(Ⅲ)、介護職員等特定処遇改善加算 (Ⅰ) 及び介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ていること。
 - -(2) +(1) +(2) +(2) から +(2) から +(3) から +(2) から +(3) までに掲げる基準のいずれにも 適合すること。
 - (3) 次に掲げる基準のいずれかに適合すること。
 - (一) 次に掲げる要件の全てに適合すること。
 - a 介護職員の任用の際における職責又は職務内容等の要件(介護職員の賃金に関するものを 含む。)を定めていること。
 - b a の要件について書面をもって作成し、全ての介護職員に周知していること。
 - (二) 次に掲げる要件の全てに適合すること。
 - a 介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修 の機会を確保していること。
 - b a について、全ての介護職員に周知していること。
- ヲ<u>介護職員等処遇改善加算(V)(8) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。</u>
 - -(1) 令和6年5月31日において現に旧指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の定期巡回・随時対応型訪問介護看護費における介護職員処遇改善加算(I)を届け出ており、かつ、介護職員等特定処遇改善加算(I)又は(II)及び介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ていないこと。
 - (2) イ (1) ((一) 及び (二) に係る部分を除く。) 及び (2) から (8) までに掲げる基準のい ずれにも適合すること。
- ワ 介護職員等処遇改善加算 (V) (9) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。
 - (1) 令和6年5月31日において現に旧指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の定期巡回・随時対応型訪問介護看護費における介護職員処遇改善加算 (Ⅲ)、介護職員等特定処遇改善加算 (Ⅱ)及び介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ていること。
 - -(2) イ (1) (二) 、 (2) から (6) まで、 (8) 及び (9) に掲げる基準のいずれにも適合する こと。
 - (3) 次に掲げる基準のいずれかに適合すること。
 - (一) 次に掲げる要件の全てに適合すること。

- a 介護職員の任用の際における職責又は職務内容等の要件(介護職員の賃金に関するものを 含む。)を定めていること。
- b a の要件について書面をもって作成し、全ての介護職員に周知していること。
- (二) 次に掲げる要件の全てに適合すること。
 - a 介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修 の機会を確保していること。
 - b a について、全ての介護職員に周知していること。
- カー介護職員等処遇改善加算(V)(10)次に掲げる基準のいずれにも適合すること。
 - (1) 令和6年5月31日において現に旧指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の定期巡回・随時対応型訪問介護看護費における介護職員処遇改善加算(Ⅲ)及び介護職員等特定処遇改善加算
 (Ⅰ) を届け出ており、かつ、介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ていないこと。
 - -(2) +(1) +(2) から +(2) から
 - (3) 次に掲げる基準のいずれかに適合すること。
 - (一) 次に掲げる要件の全てに適合すること。
 - a 介護職員の任用の際における職責又は職務内容等の要件(介護職員の賃金に関するものを 含む。)を定めていること。
 - b a の要件について書面をもって作成し、全ての介護職員に周知していること。
 - (二) 次に掲げる要件の全てに適合すること。
 - a 介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修 の機会を確保していること。
 - b a について、全ての介護職員に周知していること。
- コ 介護職員等処遇改善加算 (V) (11) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。
 - (1) 令和6年5月31日において現に旧指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の定期巡回・随時対応型訪問介護看護費における介護職員処遇改善加算(Ⅱ)を届け出ており、かつ、介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)又は(Ⅱ)及び介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ていないこと。
 - -(2) イ (1) ((一) 及び (二) に係る部分を除く。)、(2) から (6) まで、(7) (一) から (四) まで及び (8) に掲げる基準のいずれにも適合すること。
- タ 介護職員等処遇改善加算(V)(12) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。
 - (1) 令和6年5月31日において現に旧指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の定期巡回・随時対応型訪問介護看護費における介護職員処遇改善加算(Ⅲ)及び介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)を届け出ており、かつ、介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ていないこと。
 - -(2) イ (1) (二) 、 (2) から (6) まで、 (8) 及び (9) に掲げる基準のいずれにも適合する こと。
 - (3) 次に掲げる基準のいずれかに適合すること。
 - (一) 次に掲げる要件の全てに適合すること。

- a 介護職員の任用の際における職責又は職務内容等の要件(介護職員の賃金に関するものを 含む。)を定めていること。
- b a の要件について書面をもって作成し、全ての介護職員に周知していること。
- (二) 次に掲げる要件の全てに適合すること。
 - a 介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修 の機会を確保していること。
 - b a について、全ての介護職員に周知していること。
- → 介護職員等処遇改善加算(V)(13)次に掲げる基準のいずれにも適合すること。
 - (1) 令和6年5月31日において現に旧指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の定期巡回・随時対応型訪問介護看護費における介護職員処遇改善加算(Ⅲ)及び介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ており、かつ、介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)又は(Ⅱ)を届け出ていない
 - (2) イ (1) ((一) 及び (二) に係る部分を除く。)、(2) から (6) まで及び (8) に掲げる 基準のいずれにも適合すること。
 - (3) 次に掲げる基準のいずれかに適合すること。
 - (一) 次に掲げる要件の全てに適合すること。
 - a 介護職員の任用の際における職責又は職務内容等の要件(介護職員の賃金に関するものを 含む。)を定めていること。
 - b a の要件について書面をもって作成し、全ての介護職員に周知していること。
 - (二) 次に掲げる要件の全てに適合すること。
 - a 介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修 の機会を確保していること。
 - b a について、全ての介護職員に周知していること。
- ソ 介護職員等処遇改善加算 (V) (1 4) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。
 - (1) 令和6年5月31日において現に旧指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の定期巡回・随時対応型訪問介護看護費における介護職員処遇改善加算(Ⅲ)を届け出ており、かつ、介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)又は(Ⅱ)及び介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ていないこと。
 - (2) イ (1) ((一) 及び (二) に係る部分を除く。)、(2) から (6) まで及び (8) に掲げる 基準のいずれにも適合すること。
 - (3) 次に掲げる基準のいずれかに適合すること。
 - (一) 次に掲げる要件の全てに適合すること。
 - a 介護職員の任用の際における職責又は職務内容等の要件(介護職員の賃金に関するものを 含む。)を定めていること。
 - b a の要件について書面をもって作成し、全ての介護職員に周知していること。
 - (二) 次に掲げる要件の全てに適合すること。
 - a 介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修 の機会を確保していること。

b a について、全ての介護職員に周知していること。

★☆★ポイント★☆★

例年、令和N年4月中旬までに令和N年度の介護職員等処遇加算に係る計画書、令和N年7月末までに令和N - 1年度の介護職員等処遇改善加算に係る実績報告書の提出が必要ですので留意してください。

また、算定する介護職員等処遇改善加算の区分によって、介護職員の資質の向上の支援に関する計画の策定や機会の確保、介護職員の任用の際における職責又は職務内容等の要件(介護職員の賃金に関するものを含む。) 等について定め、書面を作成し全ての介護職員に周知するなどの対応が必要となりますので留意してください。

【留意事項通知第3の3(15)】

留意 事項

介護職員等処遇改善加算の内容については、別途通知(「介護職員等処遇改善加算等に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」)を参照すること。

7 介護サービス事業者の労働法規の遵守について

介護人材の確保には、事業者による労働環境整備の取組の推進が重要ですが、介護事業を含む社会福祉 関係の事業は、全産業と比較して労働基準法の違反の割合が高いという調査結果が出ています。

そこで、事業者による労働環境整備の取組を推進するため、新たに、労働基準法に違反して罰金刑をうけている者等については、都道府県知事又は市町村長は、介護サービス事業者の指定等をしてはならないものとされました。

(1) 欠格事由とその対象となる法令

賃金の支払等に関する次の法律の規定により罰金刑に処され、その執行を終わるまでの者、又は執行を うけることがなくなるまでの者が、指定拒否の対象となります。

・労働基準法、最低賃金法、賃金の支払の確保等に関する法律 労働保険の保険料の徴収等に関する法律により、納付義務を負う保険料等の滞納処分をうけ、さらに引 き続き滞納している者についても、指定等をしてはならないものとされました。【介護保険法第78条 の2等】

(2)介護保険法第78条の2

介護保険法第78条の2より

[略]

4 市長村長は、第一項の申請があった場合において、次の各号〔略〕のいずれかに該当するときは、第 42条の2第一項本文の指定をしてはならない。

[略]

- 五の二 申請者が、労働に関する法律の規定であって政令で定めるものにより罰金の刑に処せられ、 その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。
- 五の三 申請者が、保険料等について、当該申請をした日の前日までに、納付義務を定めた法律の規 定に基づく滞納処分を受け、かつ、当該処分を受けた日から正当な理由なく三月以上の期間 にわたり、当該処分を受けた日以降に納期限の到来した保険料等の全てを引き続き滞納して いる者であるとき。

[略]

8 通所介護等における日常生活に要する費用の取扱いについて

通所介護等における日常生活に要する費用の取扱いについて(抄)

(平成12年3月30日老企第54号)

[略]

1「その他の日常生活費」の趣旨

「その他の日常生活費」は、利用者、入所者又は入院患者(以下「利用者等」という。)又はその家族等の自由な選択に基づき、事業者又は施設が通所介護等の提供の一環として提供する日常生活上の便宜に係る経費がこれに該当する。

なお、事業者又は施設により行われる便宜の供与であっても、サービスの提供と関係のないもの(利用者等の嗜好品の購入等)については、その費用は「その他の日常生活費」と区別されるべきものである。

2 「その他の日常生活費」の受領に係る基準

「その他の日常生活費」の趣旨にかんがみ、事業者又は施設が利用者等から「その他の日常生活費」 の徴収を行うに当たっては、以下に掲げる基準が遵守されなければならないものとする。

- ① 「その他の日常生活費」の対象となる便宜と、保険給付の対象となっているサービスとの間に重複 関係がないこと。
- ② 保険給付の対象となっているサービスと明確に区分されないあいまいな名目による費用の受領は認められないこと。したがって、お世話料、管理協力費、共益費、施設利用補償金といったあいまいな名目の費用の徴収は認められず、費用の内訳が明らかにされる必要があること。
- ③ 「その他の日常生活費」の対象となる便宜は、利用者等又はその家族等の自由な選択に基づいて行われるものでなければならず、事業者又は施設は「その他の日常生活費」の受領について利用者等又はその家族等に事前に十分な説明を行い、その同意を得なければならないこと。
- ④ 「その他の日常生活費」の受領は、その対象となる便宜を行うための実費相当額の範囲内で行われるべきものであること。
- ⑤ 「その他の日常生活費」の対象となる便宜及びその額は、当該事業者又は施設の運営規程において 定められなければならず、また、サービスの選択に資すると認められる重要事項として、施設の見 やすい場所に掲示されなければならないこと。ただし、「その他の日常生活費」の額については、 その都度変動する性質のものである場合には、「実費」という形の定め方が許されるものであるこ と。

(別紙)

各サービス種類ごとの「その他の日常生活費」の具体的な範囲について

- (6) 認知症対応型共同生活介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護
- ① 利用者の希望によって、身の回り品として日常生活に必要なものを事業者が提供する場合に係る費用

[略]

(7) 留意事項

- ①「身の回り品として日常的に必要なもの」とは、一般的に要介護者等の日常生活に最低限必要と考えられる物品(例えば、歯ブラシや化粧品等の個人用の日用品等)であって利用者等の希望を確認した上で提供されるものをいう。したがって、こうした物品を事業者又は施設がすべての利用者に対して一律に提供し、すべての利用者からその費用を画一的に徴収することは認められないものである。
- ②「教養娯楽として日常生活に必要なもの」とは、例えば、事業者又は施設がサービス提供の一環として実施するクラブ活動や行事における材料費等が想定されるものであり、すべての利用者又は入所者に一律に提供される教養娯楽に係る費用(共用の談話室等にあるテレビやカラオケ設備の使用料等)について、「その他の日常生活費」として徴収することは認められないものである。

【その他の日常生活費に関するQ&A】 (平成12年3月31日)

- 問 個人用の日常品について、「一般的に要介護者等の日常生活に最低限必要と考えられるもの」とは、 どういったものが想定されるのか。
- (答) 歯ブラシ、化粧品、シャンプー、タオル等の日用品であって、利用者に一律に提供されるものではなく、利用者個人又はその家族等の選択により利用されるものとして、事業者(又は施設)が提供するもの等が想定される。
- 問 個人用の日常品について、一般的に要介護者等の日常生活に最低限必要と考えられるものに限られることとされているが、それ以外の個人の嗜好に基づくいわゆる「贅沢品」については、費用の徴収ができないのか。
- (答) サービス提供とは関係のない費用として徴収は可能である。
- 問 個人の日用品については、一般的に要介護者等の日常生活に必要と考えられるものであれば、例えば病院の売店で利用者が購入する場合であってもその費用は「その他の日常生活費」に該当するのか。
- (答) このような場合は、「サービス提供の一環として提供される便宜」とは言い難いので、「その他の日常生活費」に該当しない。
- 問 個人用の日常生活品については、一般的に要介護者等の日常生活に必要と考えられるものであれば、ある利用者の個別の希望に応じて事業者等が当該利用者の代わりにある日用品を購入し、その購入代金を利用者に請求する場合も「その他の日常生活費」に該当するのか。
- (答) 個人のために単に立替払いをするような場合は、事業者等として提供する便宜とはいえず、その費用は「その他の日常生活費」に該当しないため、サービス提供とは関係のない費用として徴収を行うこととなる。
- 問 個人専用の家電製品の電気代は、利用者から徴収できないのか。
- (答) サービス提供とは関係のない費用として徴収は可能である。
 - 問 施設にコインランドリーがある場合、その料金についても「私物の洗濯代」として「その他の日常 生活費」に該当するのか。
- (答) このような場合は、施設が洗濯サービスを提供しているわけではないので、その他の日常生活費に は該当しない。
- 問 個人の希望に応じた事業者等が代わって購入する新聞、雑誌等の代金は、教養娯楽に係る「その他の日常生活費」に該当するか。
- (答)全く個別の希望に応える場合は、事業者等として提供する便宜とは言えず、その費用は「その他の 日常生活費」には該当せず、サービス提供とは関係のない費用として徴収を行うこととなる。
- 問 事業所が実施するクラブ活動や行事における材料費は、「その他の日常生活費」に該当するか。
- (答)事業所等が、サービスの提供の一環として実施するクラブ活動や行事のうち、一般的に想定されるもの(例えば、作業療法等機能訓練の一環として行われるクラブ活動や入所者等が全員参加する定例行事)における材料費等は、保険給付の対象に含まれることから別途徴収することはできないが、サービスの提供の一環として実施するクラブ活動や行事のために調達し、提供する材料であって、利用者に負担させることが適当と認められるもの(例えば、習字、お花、絵画、刺繍等のクラブ活動等の材料費)に係る費用は、教養娯楽費に要する費用として「その他の日常生活費」に該当する。なお、事業者等が実施するクラブ活動や行事であっても、一般的に想定されるサービスの提供の範囲を超えるもの(例えば、利用者の趣味的活動に関し事業者等が提供する材料等や、希望者を募り実施する旅行等)に係る費用については、サービス提供とは関係のない費用として徴収を行うこととなる。

9 宿泊サービスの実施に関する届出の提出について

(1) 届出を要する事業所

当該指定通所介護事業所等の設備を利用して宿泊サービスを提供する事業所

(2) 届出の期限

宿泊サービスを提供開始する前まで

(3) 留意事項

- ア 「地域共生ステーション」「宅老所」等の名称に関わらず、指定通所介護事業所等の設備を利用 して宿泊サービスを提供している場合は、届出が必要となります。
- イ 食堂などの一部設備を共用するが、宿泊に関しては指定通所介護事業所等以外で実施する場合は、 届出は要しないこととなります
- ウ 高齢者を入居させ、「入浴、排せつ又は食事の介護」、「食事の提供」、「洗濯、掃除等の家事」 又は「健康管理」の少なくとも一つのサービスを供与する場合には、宿泊サービスではなく有料 老人ホームに該当し、老人福祉法上の届出を行うことが必要となりますのでご留意ください。

(4) 届出様式

下記からダウンロードしてください。

伊万里市ホームページ>市役所の組織>健康福祉部長寿社会課>介護事業者の方へ>変更、廃止等について (http://www.city.imari.saga.jp/)

(5) 参考

「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成 18 年 3 月 14 日厚生労働省令第 34 号)」第 2 2 条第 4 項より

4 前項ただし書の場合(指定地域密着型通所介護事業者が第1項に掲げる設備を利用し、夜間及び深夜に指定地域密着型通所介護以外のサービスを提供する場合に限る。)には、当該サービスの内容を当該サービスの提供の開始前に当該指定地域密着型通所介護事業者に係る指定を行った市町村長に届け出るものとする。

「指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに関する基準について(平成 18 年 3 月 31 日老計発第 0331004 号・老振発第 0331004 号・老老発第 0331017 号厚生労働省老健局計画・信仰・老人保健課長連名通知 | 第 3 の 2 の 2 2 設備に関する基準 (5) より

(5)指定地域密着型通所介護の提供以外の目的で、指定地域密着型通所介護事業所の設備を利用し、 夜間及び深夜に指定地域密着型通所介護以外のサービス(以下「宿泊サービス」」)を提供する場合 には、当該サービスの内容を当該サービスの提供開始前に当該指定地域密着型通所介護事業者に係る 指定を行った市町村長(以下、「指定権者」という。)に届け出る必要があり、当該サービスの届出 内容については、別紙様式によるものとする。

また、指定地域密着型通所介護事業者は宿泊サービスの届出内容に係る介護サービス情報を都道府県に報告し、都道府県は情報公表制度を活用し宿泊サービスの内容を公表することとする。

指定地域密着型通所介護事業者は届け出た宿泊サービスの内容に変更がある場合は、変更の事由が生じてから10日以内に指定権者に届け出るよう努めることとする。また、宿泊サービスを休止又は廃止するう場合は、その休止又は廃止の日の1月前までに指定権者に届け出るよう努めることとする。

※指定通所介護事業所等の設備を利用し夜間及び深夜に指定通所介護等以外のサービスを提供する場合の事業の人員、設備及運営に関する指針について(平成27年4月30日老振発第0430第1号・老発第0430第1号・老推発第0430第1号)

【通所介護、療養通所介護、認知症対応型通所介護共通】

○指定通所介護事業所等の設備を利用した宿泊サービス

問63 指定通所介護事業所等の設備を利用した夜間及び深夜の指定通所介護等以外のサービス(宿泊サービス)を提供する場合には、平成27年4月1日から指定権者への届出が必要となるが、既に宿泊サービスを実施している場合には、平成27年3月末までに届出を行わせなければならないのか。

(答)

平成 26 年 7 月 28 日の全国介護保険担当課長会議資料②で示したとおり、宿泊サービスを実施している場合の届出については、平成 27 年 4 月から 9 月末までに届出を行うこととしている。この期間以降については、その都度届出を行うこととなる。

問64 指定通所介護事業所の設備を利用して夜間及び深夜に指定通所介護以外のサービスを提供する事業所については、平成27年4月1日から届出制が導入されるが、本届出が行われていなかった場合や事故報告がなかった場合の罰則等の規定はあるか。

(答)

届出及び事故報告については、指定居宅サービス等基準を改正し規定したものである ため、届出を行わない場合や事故報告を行わなかった場合には、指定通所介護事業所の 運営基準違反となる。

問65 従来、一部の自治体で独自要綱に基づき宿泊サービスの届出が行われていたが、 今回の届出制導入に伴い、各自治体は要綱等を整備する必要はなく、指定居宅サービス 等基準に基づき事業者に届出を求めるものと考えて良いか。

(答)

指定居宅サービス等基準に基づき、各自治体で条例を制定し、この条例に基づき行う ものと考えている。

問66 宿泊サービスの届出要件として、「指定通所介護事業所の設備を利用し」とあるが、 指定通所介護事業所として届け出ている食堂、機能訓練室、静養室、相談室、事務室以 外の部屋や隣接する建物等で宿泊サービスを提供する場合の扱いはどうなるのか。

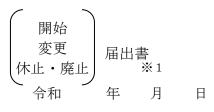
(答)

指定通所介護事業所の設備を利用して提供する宿泊サービスについては、届出の対象とするが、指定通所介護事業所の設備を利用しないものについては対象としない。また、 食堂などの一部設備を共用するが、宿泊に関しては指定通所介護事業所等以外で実施する場合は対象とならない。

なお、高齢者を入居させ、「入浴、排せつ又は食事の介護」、「食事の提供」、「洗濯、掃除等の家事」又は「健康管理」の少なくとも一つのサービスを供与する場合には、有料

(別紙様式)

指定通所介護事業所等における宿泊サービスの実施に関する



伊万里市長 殿

法人所在地 名 称 代表者氏名

印

| | 事業所情 | フリガナ | | | | | | | 事業 | 終所 | | | | |
|-------|--|---|--|-----|---|-----|----|------|-------------|--------|-------|---|------|-----|
| | | 名称 | | | | | | | | | | | | |
| | | フリガナ | | | | | | | | | | _ | _ | |
| | | 代表者氏名 | | | | | | | 連終 | 各先 「 | (緊急時) | _ | _ | |
| | 報 | (所は地) (京治サービスの開始・廃止・休止予定年月日 (既に開始している場合はその年月日) 令和 年 月 日 日 日 日 日 日 日 日 日 | | | | | | | | | | | | |
| 基本は | | | | | | ŕ | 令和 | | 年 | | 月 | | F | 1 |
| 情報 | | 利田完昌 | | | 定年月日 下月日) 令和 年 月 日 人 提供日 月 火 水 木 金 土 日 石油 夕食 明食 円 元 元 元< | | | | | | | | | |
| | 基本情報 人員関係 設備関係 事業所情報 宿泊サービス 人員 宿泊室 | 小小儿足貝 | | | 八 | 龙区 | Н | | | | | | | |
| | ービス | 提供時間 | : ~ | | | | | | | | | | | |
| | | | | 宿 | 泊 | | | | | | | 朝 | | |
| | | | | | | | | 1 | | 円 | | | | 円 |
| 点 | | 供時間帯を通じて | | | 人 | | | 夕食介 | `助 | : | ~ | : | | |
| 関 | | | | | | 2) | | 朝食介 | 助 | : | ~ | : | | 人 |
| 係 | | | 看護職員 ・ 介護福祉士 ・ 左記以外の介護職員 ・ その他有資格者 () | | | | | | | | | | |) |
| | | 個 室 | | | | | | | 床面 | 積 (※3) | | | 1 | |
| | | | (| · 室 | (| | | | | | | | (| m²) |
| | | | , | / | (| m²) | (| m²) | (| m², | | | /—確/ | 怪の方 |
| | 宿泊室 | | 合 | 計 | | | | | | (※3) | | | | |
| ⇒几 | | | | | | | | | | | | | | |
| 備 | | | | | | | | | | | | | | |
| 関 係 | | | (| 至 | (| | | | | | | | | |
| | | |) | | (| | (| | | | | | | |
| | | | | | (| , | (| | | |) | | | |
| | 消防設備 | 消火器 | | 有 • | · 無 | | フ | スプリン | ゚クラー | 一設備 | | 有 | • 無 | ŧ |
| | | 自動火災報 知設備 | | 有 | · 無 | | 消 | | →通報 :知設備 | | | 有 | • 無 | Ę |

- ※1 事業開始前に届け出ること。なお、変更の場合は変更箇所のみ記載すること。
- ※2 時間帯での増員を行っていない場合は記載は不要。
- ※3 小数点第二位まで(小数点第三位以下を切り捨て)記載すること。
- ※4 指定通所介護事業所の設備としての用途を記載すること。(機能訓練室、静養室等)
- ※5 プライバシーを確保する方法を記載すること。(衝立、家具、パーテーション等)

10 変更の届出等について

(1) 変更の届出等(伊万里市介護予防・日常生活支援総合事業における指定第1号事業者の指定等に関する要綱第7条)

(変更の届出等)

第7条 指定事業者は、施行規則第140条の62の3第2項第4号に該当するときは、厚生労働大臣が 定める様式別紙様式第3号(1)により、変更の日から10日以内に市長に届け出なければならない。

| 届出必要項目 | 通所相当 |
|------------------------------|------|
| ①事業所の名称 | 0 |
| ②事業所の所在地 | 0 |
| ③申請者の名称 | 0 |
| ④主たる事務所の所在地 | 0 |
| ⑤代表者の氏名、生年月日、住所及び職名 | 0 |
| ⑥登記事項証明書・条例等(当該事業に関するものに限る。) | 0 |
| ⑦事業所の建物の構造及び平面図並びに設備の概要 | 0 |
| ⑧利用者の推定数、利用者の定員 | 0 |
| ⑨事業所の管理者の氏名、生年月日及び住所 | 0 |
| ⑩サービス提供責任者の氏名、生年月日、住所及び経歴 | |
| ⑪運営規程 | |
| 迎その他 | 0 |

【提出書類】

- ·変更届出書 様式第三号(一)
- •付表 第三号(二)
- ※(付表の記載内容に変更がない場合は不要)+添付書類
- ★☆★体制等に関する届出の場合★☆★
- ・介護予防・日常生活支援総合事業費算定に係る体制等に関する届出書(別紙50)
- ·体制等状況一覧表(別紙1-4)及び添付書類

(2) 変更届提出時の添付書類について

| 変更があ | うった届出必要項目 | 必要な添付書類 | | | | | | |
|---|--|--|--|--|--|--|--|--|
| ①事業所の名 | 名称 | ■ 運営規程(事業所の名称を記載している場合) | | | | | | |
| ②事業所の原 | 听在地 | ■ 運営規程(事業所の所在地を記載している場合)■ 事業所の平面図 | | | | | | |
| ③申請者の名 | 名称 | ■ 登記事項証明書■ 運営規程(申請者の名称を記載している場合) | | | | | | |
| ④主たる事務 | 察所の所在地 | ■ 登記事項証明書、土地及び建物の登記簿謄本又は賃貸借契 約書 | | | | | | |
| ⑤代表者のE び職名 | 氏名、生年月日、住所及 | ■ 誓約書(参考様式 5) ■ 誓約書(様式第 1 号(暴力団排除条例第 5 条関係)) ■ 登記事項証明書 | | | | | | |
| | 正明書・条例等(当該事 るものに限る。) | ■ 登記事項証明書 | | | | | | |
| ⑦事業所の 並びに設備の | 建物の構造及び平面図 D概要 | ■ 平面図事業所の写真(変更箇所) | | | | | | |
| ⑧利用者の持 | 惟定数 、利用者の定員 | ■ 運営規程 | | | | | | |
| ⑨事業所の管理者の氏名、生年月日及び住所 | | ■ 組織図■ 従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表■ 誓約書(参考様式5) | | | | | | |
| ⑩ サービス技 月日、住所及 | 是供責任者の氏名、生年 及び経歴 | | | | | | | |
| ⑪運営規程 | 下記③~©の変更がある場合 ④従業者の職種、員数及び職務の内容 B営業日及び営業時間 ©利用者の定員 | ■ 運営規程(変更内容がわかるようにすること)● 従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表■ サービス実施単位一覧表■ 組織図■ (必要に応じて)資格証等の写し | | | | | | |
| | 上記以外の場合 | ■ 運営規程(変更内容がわかるようにすること) | | | | | | |
| 資格要件のある従業者の変更等②その他・生活相談員・看護職員・機能訓練指導員 | | ■ 従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表■ (必要に応じて)資格証等の写し | | | | | | |

※変更する事項の内容によって、その他の添付書類の提出を求める場合があります。

※届出様式は下記からダウンロードしてください。

伊万里市ホームページ (https://www.city.imari.lg,jp/20537.htm)

トップページ>市の組織>健康福祉部>長寿社会課>介護事業者の方へ>介護予防・日常生活支援 総合事業指定事業者の指定内容の変更、廃止等について

有田町ホームページ(https://www.town.arita.lg.jp/kiji003194/index.html)

ホーム>分類から探す>健康・福祉>介護保険>介護保険サービス>介護保険指定申請・更新・変更・体制等に関する様式について

別紙様式第三号(一)

変更届出書

年 月 日

市(区・町・村)長殿

所在地

申請者 名称

代表者職名·氏名

次のとおり指定を受けた内容を変更しましたので届け出ます。

| | 介護保険事業所番号 法人番号 |
|-----------------------------|-------------------|
| | 名称 |
| 指定内容を変更した事業所等 | 所在地 |
| サービスの種類 | |
| 変更年月日 | 年 月 日 |
| 変更があった事項(該当に〇) | 変更の内容 |
| 事業所の名称 | (変更前) |
| 事業所の所在地 | |
| 申請者の名称 | |
| 主たる事務所の所在地 | |
| 代表者の氏名、生年月日、住所及び職名 | |
| 登記事項証明書・条例等(当該事業に関するものに限る。) | |
| 事業所の建物の構造及び平面図並びに設備の概要 | (変更後) |
| 利用者の推定数、利用者の定員 | |
| 事業所の管理者の氏名、生年月日及び住所 | |
| サービス提供責任者の氏名、生年月日、住所及び経歴 | |
| 運営規程 | |
| その他 | |

- 備考 1 「サービスの種類」に該当する付表と必要書類を添付してください。
 - 2 「変更があった事項」の「変更の内容」は、変更前と変更後の内容が具体的に分かるように記入してください。

なお、電子申請届出システムを利用する際は、「サービスの種類」に該当する付表に変更前と変更後の内容を入力、付表以外の添付書類等の変更内容は、「変更の内容」の(変更前)と(変更後)欄に、変更前と変更後の内容が具体的に分かるように入力してください。

11 介護保険指定事業者等の事故発生時の報告について

「指定居宅サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準」に基づき、伊万里市に所在する介護保険事業所及び伊万里市の被保険者が利用する介護保険事業所において、サービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに伊万里市長寿社会課へ報告してください。

1 報告が必要な事故について

- (1) サービスの提供による利用者のけが又は死亡事故その他重大な人身事故の発生
 - ・死亡に至った事故や、医師(施設の勤務医、配置医を含む)の診断を受け、投薬、処置等何らかの治療が必要となった事故は原則全て報告してください。
 - ・「サービスの提供による」とは送迎・通院等の間の事故を含む。また、在宅の通所・入所サービス及び 施設サービスにおいては、利用者が事業所内にいる間は、「サービスの提供中」に含まれるものとす る。
 - ・事業者側の過失の有無は問いません。
 - ・利用者が病気等により死亡した場合であっても、死因等に疑義が生じる可能性のあるときは、報告すること。
- (2) 食中毒及び感染症、結核の発生

感染症は「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に定めるもののうち、原則として1、2、3及び4類とする。

ただし、5類であっても、インフルエンザ等が施設又は事業所内にまん延する等の状態になった場合には、報告すること。

厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順

(平成18年3月31日厚生労働省告示第268号)

養護老人ホーム等(注:地域密着型サービス事業所等を含みます)の管理者等は、イからいまでに掲げる場合には、 有症者等の人数、症状、対応状況等を市町村又は保健所に迅速に報告するとともに、市町村又は保健所からの指示 を求めることその他の必要な措置を講じなければならないこと。

- イ 同一の感染症若しくは食中毒による又はそれらによると疑われる死亡者又は重篤な患者が1週間内に2名以上 発生した場合
- ロ 同一の有症者等が10名以上又は全利用者の半数以上発生した場合
- ハ イ及び口に掲げる場合のほか、通常の発生動向を上回る感染症等の発生が疑われ、特に管理者等が報告を必要と認めた場合
- (3)職員(従業員)の法令違反、不祥事等の発生

利用者からの預り金の横領など利用者の処遇に影響のあるものについては、報告すること。

- (4) その他、報告が必要と認められる事故の発生
 - ・救急搬送があった場合(近年、トラブルが増加していることから)
 - ・他者の薬を誤って服用した場合
- 2 報告様式 (P. 62) を使用してください
- ※伊万里市ホームページ(https://www.city.imari.lg.jp/6912.htm)

トップページ>便利なサービス>申請書等のダウンロード>健康福祉部関係>長寿社会課関係>介護保険指定事業者等事故報告書(様式第1号)

※有田町ホームページ(https://www.town.arita.lg.jp/kiji0032063/index.html)

ホーム>分類から探す>健康・福祉>介護保険>介護保険サービス>事故報告書(介護事業所の皆様へ)

3 報告期限

- ・第1報は少なくとも報告様式内の1から6の項目までについて可能な限り記載し、事故発生後速やかに、遅くとも5日以内を目安に提出すること。
- ・その後、状況の変化等必要に応じて、追加の報告を行い、事故の原因分析や再発防止策等については、 作成次第報告すること

| | 事故報告書 | (事業者→ | 伊万里市 | i) | | | | | | | | | |
|-------------|---|---|-----------------|----------|----------|---------------|---------|--|------------------------|-------------|----------|-----|--|
| | ※第1報は、少なくとも ※選択肢については該当 | | | | | | | 以内を目安に打 | 是出すること | | | | |
| | |] 第1報 | □ 第 | 報 | | 最終報告 | | | 提出 | 目: | 年 月 | | |
| | 事故状況の程度 | 受診(外来 | ·往診)、自施 | 設で応急処 | П | 入院 | п | 死亡 | |] その他(| | | |
| 事故 | 死亡に至った場合 | □ 置 | <i>f</i> | | | 7786 | | ,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,, | | | | _ | |
| | 死亡年月日 | 西暦 | 年 | | 月 | | 目 | | | | | | |
| 2 事 | 法人名 | | | | | | | | | | | | |
| 業 | 事業所(施設)名サービス種別 | \•\ \\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\ | N 0 ° | N H J | Jr. 10 J | h | - 111.1 | | ~), 12° 14° | 2 28 6 | | | |
| 所の | サーこへ僅か | ※ 様式は2ページ目もありますので、出力の際はご注意ください。 | | | | | | | | | | | |
| 概要 | 所在地 | | | | | | | | | | | | |
| | 氏名・年齢・性別 | 氏名 | | | 年齢 | | | 性別: | |] 男性 | 口 女怕 | 性 | |
| | サービス提供開始日 | 西暦 | 年 | | 月 | | 目 | 保険者 | | | | _ | |
| 3 | 住所 | □事業所所 | 在地と同じ | |] その他(| | | | | | | | |
| 対 象 | | 4 | _ | | | | | | | | | | |
| 者 | 5 (4-482) | 要介護原 | 芝 | 要支援1 | 要支援2 | 要介護1 | 要介護2 | 要介護3 | 要介護4 | 要介護5 | 自立 | | |
| | 身体状況 | 認知症高的 | 齢者 | | | | | | | | | | |
| | | 日常生活自 | 立度 | I | Па | Пb | IIIa | III b | IV | М | | | |
| | 発生日時 | 西暦 | 年 | | 月 | | 日 | | 時 | | 分頃(24時間表 | (記 | |
| | | □ 居室(個 | 室) | |] 居室(多月 | 床室) | | トイレ | |] 廊下 | | | |
| | 発生場所 | □ 食堂等共月 | 用部 | | ロ 浴室・脱衣室 | | | 機能訓練室 | | □ 施設敷地内の建物外 | | | |
| | | □ 敷地外 | | |] その他(| | | | | | | | |
| 4 事 | | □ 転倒 | | | □ 異食 | | | 口不明 | | | | | |
| 故 | 事故の種別 | | | | | | | | |) | | | |
| の概 | | □ 誤嚥・窒息 □ 医療処置関連(チューブ抜去等) | | | | | | | | | | | |
| 要 | | | | | | | | | | | | | |
| | 発生時状況、事故内容 ※伊万里市ホームページ(https://www.city.imari.lg.jp/6912.htm) トップページ>便利なサービス>申請書等のダウンロード>健康福 | | | | | | | | | | | 수17 | |
| | 2.3.4 | | | | | | | 等のタリ 等事故幸 | | | | 计 | |
| | その他 | ※有田町 | | | 刀吱小 | 15人1日人 | 于木石 | 寸爭以+ | KDB | (128245 | 17 T (7) | | |
| | 特記すべき事項 | (https | ://www. | town. as | rita.l | g. jp/k | iji003 | 2063/in | dex.htm | n1) | | | |
| | | | | | | 康・福 | 祉>介 | 護保険 | >介護係 | 保険サ | ービス> | 事 | |
| 5 事 故 発 | 発生時の対応 | 告書(ダ | 告書(介護事業所の皆様へ) | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | _ | |
| | | □ 施設内の[| 医師 属 置医含 | (む)が対応 | 11 | 受診(外来・ 往診) | | 救急搬送 | |] その他(| | | |
| 発 | 受診方法 | | | | | | | | | | | | |
| | 受診方法 受診先 | 医療機関名 | | | | II. R97 | 連絡先(| 電話番号) | | | | | |
| 発生時の | | 医療機関名 | | | | LL 199/ | 連絡先(| 電話番号) | | | | | |
| 発 生 時 | 受診先 | 医療機関名 □ 切傷・擦 | 過傷 🗆 | 打撲・捻挫 | | | 連絡先(| | | |) | | |